

平成25年（2013年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年12月10日（火）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1 番 | 奥村 仁 | 2 番 | 東 貴雄 |
| 3 番 | 樋口泰生 | 4 番 | 太田哲生 |
| 5 番 | 瀧本 攻 | 6 番 | 入江康仁 |
| 7 番 | 家崎仁行 | 8 番 | 玉津 充 |
| 9 番 | 奥村武生 | 10番 | 東 篤布 |
| 11番 | 東 清剛 | 12番 | 松永征也 |
| 13番 | 平野隆久 | 14番 | 中津畑正量 |
| 15番 | 川端龍雄 | 16番 | 平野倅規 |
| 17番 | 中本 衛 | 18番 | 北村博司 |

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 尾上 壽一 | 副 町 長 | 下田 二一 |
| 会計管理者 | 世古雅則 | 総務課長 | 堀 秀俊 |
| 財政課長 | 工門利弘 | 危機管理課長 | 上野和彦 |
| 企画課長 | 脇 博彦 | 税務課長 | 服部峰穂 |
| 住民課長 | 脇 俊明 | 福祉保健課長 | 大谷真吾 |
| 環境管理課長 | 井谷 哲 | 農林水産課長 | 武岡芳樹 |
| 水道課長 | 久保健作 | 海山総合支所長 | 中場 幹 |
| 教育委員長 | 森本 鑛平 | 教 育 長 | 安部正美 |
| 学校教育課長 | 玉津武幸 | 生涯学習課長 | 宮原俊也 |
| 監査委員 | 松永 剛 | | |

職務の為出席者

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 谷 吉希 | 書 記 | 上野隆志 |
| 書 記 | 奥村能行 | 書 記 | 玉本真也 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 東 篤布 11番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに平成25年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月2日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

中本衛議長

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

中本衛議長

それでは、ただいまから平成25年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読させていただきます。

平成25年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月10日（火曜日）9時30分 本会議、開会、町政運営の基本方針、人事案件上程・説明・質疑・討論・採決、議案上程・説明・質疑・委員会付託、一般質問の受付締切は、午後5時までとなっております。

第2日、12月11日（水曜日） 休会、常任委員会を予定しております。

第3日、12月12日（木曜日） 休会、常任委員会予定日でございます。

第4日、12月13日（金曜日） 休会、常任委員会の予定日でございます。

第5日、12月14日（土曜日） 休日。

第6日、12月15日（日曜日） 休日。

第7日、12月16日（月曜日） 休会、常任委員会の予備日となっております。

第8日、12月17日（火曜日） 9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月18日（水曜日） 9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月19日（木曜日） 9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月20日（金曜日） 9時30分、本会議、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会となっております。

続きまして、議事日程を朗読させていただきます。

平成25年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月10日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 町政運営の基本方針 |
| 第 6 | 議案第57号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 議案第58号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 議案第59号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 9 | 議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 10 | 議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 | 議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例 |
| 第 13 | 議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の |

締結について

- 第 14 議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
- 第 15 議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 17 議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

中本衛議長

これから、本日の会議を開きます。

日程第1

中本衛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 東 篤布君

11番 東 清剛君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

中本衛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの11日間とすることに決定いたします。

中本衛議長

ここで少し、お時間をいただきたいと思います。

去る、12月8日に教育委員会が開催され、委員長の選挙及び教育長の任命が行われ、その結果、教育委員長に森本鑛平氏、教育長には安部正美氏が決定したとのご報告を受けております。

本日、お二人に出席をいただいておりますので、就任の挨拶をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今から教育委員長及び教育長就任の挨拶をいただくことに決定いたします。

まず、教育委員長に就任されました、森本鑛平氏よりご挨拶がありますので発言を許します。

森本鑛平氏。

森本鑛平教育委員長

改めておはようございます。

先日の教育委員会で、教育委員長に選任されました森本鑛平でございます。このような職務は私にとりまして、初めてのことでありますので、今、その責務の重大さに、身の引き締まる思いでおります。

今日、教育上、大きな課題となっておりますのは、いじめ問題に対する対応や、また全国学力テストの成績順位の公表問題等々、問題、課題が山積している状況であります。このような中ですが、私の学校現場での経験が、紀北の子どもたちの教育、また生涯学習のために、少しでもお役に立てればと思っております。

教育行政の関わりは初めてのことでございますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い

いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

中本衛議長

続いて、教育長に就任されました安部正美氏より、ご挨拶がありますので、発言を許します。

教育長 安部正美氏。

安部正美教育長

皆さんおはようございます。

去る、12月8日に開かれました、臨時教育委員会で教育長に任命されました、安部です。教育委員として、議会の皆様方の同意をいただき、更に、教育委員会において、教育長に選任されました。その責務の重大さを思う時に、改めて心引き締まる思いでございます。微力ながら誠心誠意を尽くして、職務の遂行にあたりたいと存じます。

近年は核家族化、少子高齢化、地域の人間関係の希薄化など、社会は大きく変貌し、家庭を取り巻く環境も変化する中、町民の皆様方の教育に対する要求に耳を傾け、それに迎えることのできる教育行政を、町議会の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、町長部局と十分論議しつつ進めていきたいと考えています。

何よりも児童生徒の教育水準の向上、そして、安全で安心して心豊かに学校生活が送れますように、防災教育やいじめ問題をはじめとした人権教育の推進、児童生徒の減少に伴っての教育環境の整備、そして、町民すべてが理想のまちづくりに参加できる意識を育む、生涯教育の進行などを当面の目標として、全力をあげたいと期しています。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

森本鑛平教育委員長、安部正美教育長、ご就任おめでとうございます。

議会から一言お願いを申し上げます。

委員は、その職務の遂行にあたっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないという服務等の規定があります。

それらの服務規定について、十分に認識していただき、紀北町における教育行政について、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、それぞれの職務について一層のご尽力を賜われますようお願い申し上げます。

日程第 3

中本衛議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る12月 4 日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会において提出された案件は、人事案件が 4 件、条例改正案件が 2 件、条例廃止案件が 1 件、契約案件が 1 件、補正予算案件が 5 件、計13件となっております。

第19回議会運営委員会の審議の中で、上程議案が不受理となりましたが、議運においては、不受理ということは、今回はじめてであり、その取り扱いを町村会に問い合わせをしたところ、議運を再度開催し、委員に理解を得るよう努力することが望ましいとのことであります。再度、第20回議会運営委員会を開催し、ご審議をいただき、上程議案には瑕疵がないものと判断し、委員全員のご理解を得て、全員賛成で受理していただきました。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、要望等の案件についてであります。三重県農林水産部長並びに三重県環境生活部長名の連名、及び農業関係の女性団体から、「女性農業者の農業委員への登用」についての要望書と、「要支援者に対する介護保険サービスの継続」と「利用者の 1 割負担堅持」を求める意見書の提出がありました。

議会運営委員会で協議の結果、その取扱いは申し合わせのとおり、全議員に配付することに決定されました。

次に、一般質問についてであります。

通告書の受付時間は、本日、午前 8 時30分から午後 5 時までとなっております。質問の要旨は具体的に記載することになっております。単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、下田副町長、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は12月25日、水曜日、午前10時からの開催。同じく12月25日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月26日、木曜日、午前10時から開催の予定であります。

組合議員におきましては、出席をよろしくお願いいたします。

次に、選挙管理委員会についてであります。

選挙管理委員会委員4人、補充員4人に対し文書でもって、当選の告知を行ったところ、全員から承諾書が提出されたことにより、委員として確定いたしました。直ちに、選挙管理委員会が開催され、委員会の互選の結果、委員長に山口剛信氏、職務代理者に大西千恵子氏が就任されましたのでご報告いたします。

次に、元海山町議会議員の濱田武次氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、高齢者叙勲ということで旭日単光章を受けられましたので、ご報告申し上げます。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月11日から12月20日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されます。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題としてとらえ、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月21日から12月29日までの9日間で、長島港前浜において、恒例の紀北町年末いきながしま港市が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、1月4日、土曜日、午前10時から、西小学校グラウンドで消防出初式が開催されます。

また、1月12日、日曜日、午前10時30分から、海山公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。

11日から13日の3日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整していただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告は公金支出差止等請求事件についてでございます。

紀北町立紀北中学校改築事業にかかる、平成24年（行ウ）第9号公金支出差止等請求事件につきまして、平成25年11月16日、津地方裁判所で第6回口頭弁論が行われました。

今回の口頭弁論から裁判長が戸田裁判長から坪井裁判長に交代をいたしております。

まず裁判長から被告及び原告が提出した準備書面及び証拠説明書の確認が行われました。裁判長から、原告に対して「意見はありますか」との質問があり、原告代理人から「被告準備書面を踏まえて、まとめの準備書面を提出したい」と答弁がありました。また、裁判長は「準備書面は年内に提出してください」と原告に対して求めているところです。

町といたしましては、原告が提出する準備書面を踏まえ、弁護士と十分協議を行って対応していきたいと考えているところでございます。

次回、第7回口頭弁論は、平成26年1月30日木曜日、午後1時15分から津地方裁判所で開かれますので、ご報告を申し上げます。

最後に、裁判長から「場合により次回で結審になるかもしれません」との発言がありましたので、次回で結審になる場合があります。

なお、第6回口頭弁論における町側の準備書面につきましては、すでに議員の皆様にお配りさ

せていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

中本衛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 町政運営の基本方針について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月定例会の開会に際しまして、私の2期目にあたっての町政運営の基本方針を述べさせていただきます。先般の町長選挙におきまして、町民の皆様のご信任をいただき、引き続き町政を担わせていただくことになりまして、改めて気の引き締まる思いでございます。2期目につきましても、すべては住民目線で、すべて住民とともにの基本姿勢のもと、町民の皆様と協働して、町政を進めてまいりますので、議員並びに町民の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、私たちの念願であった紀勢自動車道の紀伊長島インターチェンジ、海山インターチェンジ間が、今年度末には開通する予定となりました。

これによりまして、両区間の時間・距離が短縮され、紀北町の一体感がより一層高まることが期待されるとともに、南海トラフ巨大地震による甚大な被害の発生が懸念される中、災害時等における「命の道」としての役割を担うものと考えているところでございます。

しかし一方では、紀北町が通過点となり、過疎化に拍車がかかるのではないかの懸念があるのも事実でございます。

折しも、来年7月には、熊野古道が世界遺産登録10周年を向かえることから、こうした機会を捉えながら、高速道路の開通効果を最大限に生かし、紀北町が目的地となる魅力あるまちづくりを積極的に進めていく必要があると考えております。

こうした状況も踏まえながら、私は今後の4年間、「安全・安心」、「にぎわい」、「人・地域の元気」の3つを重点項目として取り組んでまいり所存でございます。

まず、南海トラフ巨大地震による甚大な被害の発生が懸念される中、安全・安心は本町の最重要課題であると考えております。

このため、第1ステージとして、平成23年度から、各自主防災会に要望をいただきました避難路整備等や避難マップの作成に鋭意取り組んでまいりました。

今後もさらに防災対策を進めることとし、第2ステージとして、津波による浸水被害が想定され、避難場所までの距離が遠い地域等への津波避難ビル等の整備や、両消防署の移転整備を検討するとともに、三浦地区に整備する地域振興施設内に緊急時のバックアップオフィスを整備していきたいと考えております。

また、台風や豪雨等自然災害による被害発生が懸念される中、各排水機場の長寿命化や改良更新、三浦及び矢口地区の改善保全施設の整備等に取り組んでまいります。

「より早く、より高く」をモットーに、防災教育や防災意識を高める啓発活動を一層推進し、防災・減災対策に取り組んでいきたいと考えております。

こうしたことによりまして、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

人口減少により過疎化が進むなど、本町を取り巻く状況は厳しさを増しております。

その一方で、紀勢自動車道紀伊長島インターチェンジ、海山インターチェンジ間の開通や、熊野古道の世界遺産登録10周年を来年に控えた今が、集客交流を進める大きなチャンスでもございます。

このため、三浦地域に地域振興施設を整備し、物産の販売や食・イベント等さまざまな情報の提供による「まちなか」への誘客を図るとともに、熊野古道や銚子川等、紀北町の歴史・文化や自然の魅力を生かした観光誘客を進めてまいります。

また、町内のスポーツ施設を活用した大会や合宿の誘致を行い、スポーツによる交流を進めてまいります。

さらに、地域資源を生かした商品づくりを支援するなど、第1次産業の振興を図っていききたいと考えているところでございます。

こうした集客交流等に積極的に取り組み、にぎわいを醸成し、地域経済の活性化につなげてまいります。

少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで、町民の皆様一人ひとりが、健康でいきいき

と暮らせることが大切でございます。

このため、健康づくりウォーキングやグラウンドゴルフなどへの参加を通じて、町民の皆様が健康の保持、体力の維持に努めていただけるよう、健康づくり活動を充実させてまいります。

また、子育て支援として、医療費無料化の対象範囲拡大を検討するほか、紀北作業所の施設改良等をはじめとする障がい者への支援や高齢者の健康づくり、生きがいづくりへの支援等を行い、誰もが安心して暮らせる地域福祉体制の確立をめざしてまいります。

さらに、がん検診の無料化や予防接種への助成、あるいは健康相談の実施など、病気の予防、早期発見、早期治療につながる保健事業を推進してまいります。

こうしたことによりまして、人と地域が元気なまちづくりを進めてまいります。

以上、今後のまちづくりを進める上で柱となる3つの重点項目について、私の所信を申し述べました。

結びになりますが、今後も町民の皆様とともに、住民主体の公平・公正なまちづくりをめざし、元気に誠実に、スピード感を持って諸課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

中本衛議長

以上で、町政運営の基本方針を終わります。

日程第6～日程第9

中本衛議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第6から日程第9までの4件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件4件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

中本衛議長

お諮りします。

日程第6から日程第9までの4件については、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件4件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第57号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。前監査委員の井上寛氏が、本年12月7日をもって任期満了となったことに伴いまして、新たに海山区中里89番地2、松永剛氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

井上寛氏におかれましては、平成21年12月8日に就任していただきましてから4年間、本町の監査委員として、常に法令等にしがらみ自らの判断と責任において誠実かつ厳正に、その職務を遂行していただき、特に収納事務におきましては、実務経験を基に町民の方々の公平性の観点から、そのあり方をご指導賜わり、厚く御礼を申し上げます。

松永剛氏におかれましても、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理等に関し、優れた識見を有することから、適任であると判断したものであります。

議案第58号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第59号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

であります。紀北町公平委員会委員が、平成25年12月7日をもって任期満了となったことに伴い、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、

かつ人事行政に関して識見を有する、小川滋氏、湊章男氏、岡本耕治氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件につきましては、以上4件であります。ご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

中本衛議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

日程第6

中本衛議長

日程第6 議案第57号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

中本衛議長

ないようですので、以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第57号については、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、議案第57号については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7

中本衛議長

日程第7 議案第58号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長にお尋ねしますがね、小川先生、私も潮南中学のときに習った恩師ですけど、今、85歳となっていますけど、あと4年間、3年ですか、4年、任期4年ですね、今後、健康状態は大丈夫なんですかね。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、その辺、心配いたしまして、総務課長にもですね、お聞きしていただきまして、今のところすこぶる元気でございます、本人もですね、意欲がございますので、再任ということで、この議場のほうで、議案として上げさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

中本衛議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

お二方共通の、公平委員会って、現実には、職務的にというか、かけられたことあるんですか、何か議題を。私は、かつて10年以上、この職にあったという方に、お聞きしましたけども、一度もなかったということですね。これは職員の人事管理とか、いろんな不平不満、

問題の、近年やっているんですかね。ちょっと実態をお示しいただきたいと思います。以上です。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

今のご質問にお答えさせていただきます。

公平委員会はですね、毎年1回は定例会を必ず行うということになっておりまして、定例会を必ず行っております。そして、後はですね、県のほうで主催されます研修会等に、随時、参加していただきまして、定例会以外に、そういった要請とか、職員からのですね、申請等がありましたらですね、随時、委員会を開くということになっておりますが、ただ今、北村議員がご指摘されましたとおりですね、合併後も、実際にそういう案件はございませんので、そういう案件について、公平委員会を開催したということはありません。以上であります。

中本衛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(発 言 する 者 な し)

中本衛議長

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

(発 言 する 者 な し)

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 する 者 な し)

中本衛議長

ないようですので、これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第58号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8

中本衛議長

日程第8 議案第59号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

中本衛議長

ないようですので、これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第59号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9

中本衛議長

日程第9 議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

中本衛議長

ないようですので、これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第9 議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただ今、監査委員に選任同意をいただきました、松永剛氏が控えているということであり、

お諮りします。

引き続き、議題に入る前に、ここで代表監査委員に、議場への出席を認め、ただちに就任の挨拶をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、ただちに代表監査委員就任の挨拶をいただくことに決定いたします。

中本衛議長

それでは、準備のため10時25分まで休憩といたします。

暫時休憩します。10時25分までです。

(午前 10時 08分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 25分)

中本衛議長

ここで監査委員に就任されました、松永剛氏よりご挨拶がありますので、発言を許します。

松永剛氏。

松永剛監査委員

先ほど、議員の皆様にご同意をいただきました、この度、井上寛氏の後を受け、監査委員に就任することになりました、松永剛でございます。私は、これまで直接行政に携わったことはございませんが、日々激変する社会情勢などを報道で拝見しておりますと、国のみでなく、地方行政にとっても、大変厳しい時代を向かえていることを伺い知ることができ

ます。このような状況下で、私が紀北町の監査委員に就任させていただきましたことは、責任の重大さを痛感しているところでございます。太田監査委員とともに、法令にしたがい、自らの責任において、誠実かつ厳正に職務を遂行し、紀北町の公正で効率的な行財政運営の確保に、全力を尽くす所存でございますので、議員の皆様におかれましては、格別のご指導とご鞭撻を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

そして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中本衛議長

どうぞ、監査委員のお席にお座りください。

中本衛議長

監査委員にお願い申し上げます。

監査委員は、町長の指揮監督を受けずに独立した立場で監査を行う独任制の機関であります。

これらの監査を行うにあたっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかといった点に、特に注意する必要があるとされています。

そして、その職務は公平不偏の態度で行われなければならない、守秘義務を課せられるほど重要な役目であります。

紀北町の行財政の公正で、効果的な運営を確保するためにも、その職務についてよろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

それでは、引き続き議事を進めます。

日程第10～日程第18

中本衛議長

お諮りします。

日程第10 議案第61号から、日程第18 議案第69号までの9件につきましては、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案9件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定します。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第61号 紀北町営住宅の一部を改正する条例であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例であります。経済的理由による修学困難な者に対する支援を充実するため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例であります。赤羽生活改善センターの設置目的に鑑み、町有施設としての一定の役割が果たされたこと及び今後、民間の活力により、地域住民や来訪者にとって憩いの場所などに利用が期待されることから、現施設を処分し、本条例を廃止したいことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の国及び県補助金の追加があったことに伴い、当該事業の変更委託事業契約を締結する必要が生じたので、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,653万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94億4,747万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額

を、歳入歳出それぞれ27億8,999万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるもの
あります。

議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありま
すが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額を、歳入歳出それぞれ5億2,838万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるもの
であります。

議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でありま
すが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,319万7,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,256万5,000円といたしたいので、議会の議決を求める
ものであります。

議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）でありませんが、収益的
支出につきましては、水道事業費用を45万3,000円追加し、総額を3億7,488万2,000円とし、
資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を900万円追加し、総額を1億1,063万
1,000円に、資本的支出を1,871万2,000円追加し、総額を3億1,994万円といたしたいので、
議会の議決を求めるものであります。

以上、9件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説
明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し
上げます。以上です。

中本衛議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第61号の説明を求めます。

上村建設課長。

上村康二建設課長

議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書9ページをお願いします。

議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の一部改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、法律名が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改められ、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のため、生活の本拠をともにする交際関係ある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなったため、これに伴い、本条例において法律名への引用があることから一部改正するものであります。

議案書10ページは、改正文であります。詳細につきましては、議案書11ページの新旧対照表でご説明いたします。

右が旧条例、左が新条例でございます。

第6条第2項第8号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めております。

附則におきましては、この条例の施行日を、法律の施行する施行日である、平成26年1月3日からとしております。以上であります、よろしくお願いを申し上げます。

中本衛議長

次に、議案第62号の説明を求めます。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

紀北町奨学金貸与条例（平成17年紀北町条例第157号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

経済的理由による修学困難な者に対する支援を充実するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため。

それでは、14ページ、新旧対照表に基づき説明させていただきたいと思っておりますので、14

ページをご覧ください。

第8条は、大学生等の奨学金の額は、貸与希望者の状況に応じて、貸与額を考えられるように選択性にするため、金額からいずれかを選択し貸与するに改め、同条第1号では、または年額36万円を加えます。また、同条第2号では、高校生に対する奨学金の額は、県下で一番低い金額でございましたので、近隣市町を含む多くの市町の奨学金の12万円に合わせさせていただきました。

次に、第9条は、実情に則した予算を編成し、その予算範囲内で奨学生を決定するように変更するものでございます。

続きまして、第10条第2号は、一般的なわかりやすい表現に字句を変更するものでございます。

第13条第1項では、貸与額の増額による年間の返済を、できるだけ負担にならないように配慮し、2年間延長いたしました。

附則につきましては、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に奨学金の貸与を決定した者から適用するというもので、第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第62号について、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第63号、議案第64号の説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例

紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽生活改善センターの設置目的に鑑み、町有施設として一定の役割が果たされたこと及び今後、民間の活力により、地域住民や来訪者にとって憩いの場所などに利用が期待さ

れることから、現施設を処分するにあたり、本条例を廃止するものである。

議案書の17ページをお願いいたします。

紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例

紀北町赤羽生活改善センター条例（平成18年紀北町条例第30号）は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

紀伊長島区島原地区に設置されております、赤羽生活改善センターは、農林漁家の生活改善を図るため、生活技術普及の講習、読書、集会等に資する施設として、昭和46年度に建設されているところでございます。建物の規模・構造は、鉄骨造平屋建て、床面積が132.5㎡となっております。

建設当時は、地区住民の生活改善に資する施設として利用され、また、時には中桐地区の集会所等として利用されるなどの機能を併せ持っておりました。昭和62年ごろからは、地域の方々が味噌づくりの活動の拠点として、同センターを利用してきたところでありましたが、平成21年を最後に、その活動を休止しております。その間、平成13年度には中桐会館が建設され、地区の集会所の機能は、中桐会館に移行しております。

建設から41年あまりが経過し、建物の老朽化が進み、利用もされていない状況から、平成23年度に関係者の方々に、今後の活動についての意向を確認したところ、今後、同センターでの活動は行わないとのことでありましたので、平成24年からは電気・水道等の供給を停止し、現状のまま管理してきたところでございます。

そういった状況の中、地域の方から、平成24年11月2日付けで、同センター払い下げの要望書が町に提出されました。要望の内容といたしましては、赤羽地区の自然、文化財めぐりなどのレンタサイクル事業、歴史資料等の展示などを行うなどして、地区住民はもとより赤羽地区を訪れる方たちの憩いの場として、同センターの活用を行いたいので、同センターを払い下げ願いたいとのことでした。

その後、検討を行ってきたところでございますが、同センターを現状のまま管理していくよりは、民間活力により、地域住民、赤羽地区を訪れる方たちにとって、憩いの場などへの利用が期待され、ひいては赤羽地区の振興につながることを考えられることから、この度、本条例を廃止することといたしたく、本議案の上程となったものでございます。

この後、本条例案がご可決、賜りました後に、売払い等の手続きを行っていきたいと考えているところでございます。

議案第63号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

武岡芳樹農林水産課長

続きまして、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成25年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 （変更前）9,660万円
うち三浦漁港海岸分 8,400万円
うち矢口漁港海岸分 1,260万円
（変更後）1億500万円
うち三浦漁港海岸分 8,400万円
うち矢口漁港海岸分 2,100万円
4. 契約の相手方 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

まず、最初に、今回提案させていただいております変更契約につきましては、国及び県補助金の追加に伴い、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。19ページをお願いいたします。

平成25年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず上の表でございます。三浦漁港海岸事業費につきましては、今回は変更がございません。

矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が1,200万円、変更後が2,000万円となり、800万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前60万円、変更後が100万円となり、40万円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前9,660万円、変更後1億500万円となり、840万円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。三浦漁港海岸につきましては、平成25年度事業といたしまして、堤防工を行っているところでございます。

矢口漁港海岸につきましては、建物調査、用地費を見込んでおりますが、合わせて白越地区堤防工に続き、樋門の製作を進めているところでございます。当初の国、県の予算付けでは樋門躯体工に至らなかったことから、今回、追加要望を行い、その結果、国、県の予算付けがなされたものでございます。

施行期間につきましては、海域に最も影響の少ない期間で施行するため、平成25年8月8日から平成27年3月31日までといたしたく、一般会計補正予算（第7号）において、繰越明許費を計上させていただいております。

補正予算の議決を賜りました後に、合わせて施行期間の延長を行うものでございます。続きまして、20ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の平面図でございます。図面、向かって右側の赤色で着色している部分が、平成25年度事業委託分の施工箇所でございます。樋門の躯体工を予定してございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の堤防の標準断面図でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

今回予定しております樋門の横断面図、縦断面図でございます。現在、平成24年度繰越予算

におきまして、黄色で着色している部分の樋門の扉等を製作しているところでございます。今回の変更により、赤色で着色している部分の樋門の躯体工と取付部分の堤防工を施工しようとするものでございます。

議案第64号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

中本衛議長

次に、議案第65号の説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,653万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億4,747万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費でございますが、海岸保全施設整備事業で、合計1億6,810万円を、平成26年度に繰越しようとするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表は地方債の補正でございます。1の追加につきましては、緊急防災・減災事業債を限度額940万円として追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につま

しては、これまでと同様でございます。

2の変更につきましては、事業の精算により過疎対策事業債の限度額670万円減額し、2億9,860万円、合併特例事業債の限度額は4,200万円減額し、2億9,130万円とするほか、臨時財政対策債は発行可能額の決定により、限度額を4,980万円減額し、3億6,020万円とするものでございます。

続きまして、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに、地方特例交付金18万円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに、地方交付税は2億7,000万6,000円を増額し、41億9,000万6,000円とするもので、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金の86万2,000円の減額は、市町村合併推進体制整備費補助金の交付額の決定に伴う949万7,000円の減額と、地域の元気臨時交付金の交付額の決定により、863万5,000円を増額するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金1億1,100万円の減額は、海岸保全施設整備事業の実績見込みに伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第1目・総務費補助金1,770万円の増額は、三重県市町村合併支援交付金の決定見込みに伴うものでございます。

第4目・農林水産業費補助金7,770万円の減額は、国庫補助金と同様に、海岸保全施設整備事業の実績見込みに伴う、市町営漁港海岸保全事業費補助金でございます。

第7目・消防費補助金64万5,000円の増額は、地震津波災害避難路等整備事業に充当する、地域減災力強化推進補助金でございます。

第15款・財産収入、第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入380万4,000円の増額は、海野小学校敷地内における砂防工事に伴う土地売払収入215万1,000円と、立木売払収入165万3,000円でございます。

11ページの第19款・諸収入、第5項及び第6目が雑入は2,285万7,000円の増額でございますが、まず第5節の保険金468万7,000円の増額は、町有財産の建物災害共済保険金8件分、246万4,000円と、臨時職員の公務災害補償金222万3,000円の増額、第6節の雑入1,817万円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金1,017万円と町内の2箇所にてEV、PHV車

両用の充電器を設置する次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金800万円でございます。

第20款及び第1項が町債、第4目・農林水産業債4,200万円の減額は、海岸保全施設整備事業の実績見込みに伴うものでございます。

第7目・消防債270万円の増額は、消火栓新設事業の事業費確定に伴う40万円の減額と、消防ポンプ自動車整備事業にかかる事業費確定に伴う、三重紀北消防組合負担金630万円の減額であり、合わせて過疎対策事業債670万円の減額のほか、全国瞬時警報システム整備事業に充当するため緊急防災・減災事業債940万円を増額するものでございます。

第10目・臨時財政対策債4,980万円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。次に、歳出予算を説明させていただきますので12ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は129万2,000円を減額し、1億1,372万9,000円とするものでございますが人事異動や共済費の精査見込み等による職員人件費及び嘱託職員賃金の精査によるものでございます。なお、今回の職員人件費等の補正による増減につきましては、他の科目におきましても同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、13ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,801万円を増額して、5億5,915万6,000円とするものでございますが、総合住民情報システム運営事業で、連続帳票裁断機を更新するための備品購入費が128万1,000円、臨時職員の公務災害補償が226万3,000円、職員人事管理事業の財源更正のほか、特別職及び職員の人件費等でございます。

第5目・財産管理費は2億7,433万8,000円を増額し、8億3,495万1,000円とするものでございますが、主なものといたしましては、庁舎管理事業では本庁舎への案内板の設置や来年4月にWindows X Pのサポートが終了することに対応した、職員用パソコンの購入費等として、355万6,000円の増額。

14ページの町有財産管理事業では、商工会が旧紀伊長島総合支所を移転のため整備するにあたり、町が負担すべき部分の負担金のほか、施設の維持管理に要する経費の実績見込みによる精査で、1,430万5,000円の増額。

基金管理事業としては財政調整基金への積立金が2億5,152万6,000円の増額でございます。

第7目・支所及び出張所諸費は、1,193万円増額し、6,897万2,000円とするものでござい

ますが、地域の元気臨時交付金を活用して、海山総合支所周辺の駐車場を整備するほか、施設の維持管理に要する経費の実績見込みにより精査したものでございます。

第11目・一般訴訟費の86万9,000円を増額し、1,431万5,000円とするものにつきましては、環境関係訴訟事業にかかるものでございます。

15ページをご覧ください。第2項・徴税費、第1目・税務総務費は717万3,000円を減額し、8,712万円とするもので、16ページの第3項・戸籍住民基本台帳費は、334万1,000円を増額し、6,162万2,000円とするものでございますが、ともに職員人件費等にかかるものでございます。

17ページをご覧ください。第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は127万8,000円を減額し、657万4,000円とするものでございますが、職員人件費の補正でございます。

18ページの第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、1,642万6,000円を減額し、6億5,250万6,000円とするものでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金が職員給与費分の減額等により、803万円の減額、紀北広域連合への運営事業負担金401万4,000円を増額のほか、人件費の精査によるものでございます。

第4目・国民年金事務費の374万5,000円を減額し、1,328万6,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

20ページをご覧ください。第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は8,000円を増額し、5億1,317万7,000円とするものでございますが、紀北広域連合から受託している地域支援事業の平成24年度精算による返還金38万1,000円の増額と、後期高齢者医療特別会計の職員人件費の精査による37万3,000円の減額でございます。

第2目・養護老人ホーム費の281万4,000円を増額し、8,663万4,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。第3項・児童福祉費、第2目・保育所費の42万7,000円を減額し、3億7,016万3,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査及び志子保育所管理運営事業の財源更正でございます。

22ページの第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費の95万5,000円を増額し、1億2,107万7,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。第2項・清掃費、第1目・清掃総務費の715万9,000円を増額し、1億7,458万1,000円とするもの及び24ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業

費、第1目・農業委員会費の16万3,000円を増額し、811万9,000円とするものと、第2目・農業総務費の214万3,000円を増額し、5,116万2,000円とするものにつきましては、すべて職員人件費の精査によるものでございます。

第5目・農地費は70万円を増額し、5,265万2,000円とするものでございますが、台風18号により二又木用水路を修繕する必要が生じたので、一般土地改良事業費を増額するものでございます。

25ページをご覧ください。第2項・林業費、第1目・林業総務費の108万円を増額し、3,358万5,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・林業施設費は100万円を増額し、3,650万7,000円とするものでございますが、台風18号及び26号より被災した林道や作業道を修繕するため、林道・治山関係事業費を増額するものでございます。

第4目・町有林造成費の4万5,000円を減額し、6,983万2,000円とするもの及び、26ページの第3項・水産業費、第1目・水産業総務費の96万4,000円を減額し、1,518万3,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・水産業振興費は108万2,000円を増額し、1,583万1,000円とするものでございますが、引本地区廃魚処理施設整備及び白浦出荷栈橋の改修にかかる補助金として、漁業振興対策事業費を増額するものでございます。

第3目・漁港管理費は2億3,254万7,000円を減額し、1億8,988万5,000円とするものでございますが、台風18号による島勝漁港の流木処理費と漁港管理費の55万3,000円の増額と、国庫補助金等を受け、三重県に委託して施工中の三浦漁港及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業の精算見込みに伴う事業委託料2億3,310万円の減額でございます。

27ページをご覧ください。第6款、第1項・商工費、第1目・商工総務費の402万4,000円を減額し、5,450万4,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

第2目・商工業振興費は1,200万円を増額し、6,748万9,000円とするものでございますが、道の駅マンボウと道の駅海山に次世代自動車振興センターからの次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金を受けて、EV・PHV用の充電設備を1基ずつ設置するためのものでございます。

28ページの第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費の254万6,000円を増額し、9,903万8,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでござ

ざいます。

29ページをご覧ください。第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費の8万7,000円を減額し、1,448万5,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。第2目・道路橋梁維持費は、408万8,000円を増額し、3,793万3,000円とするものでございますが、町道道路維持補修事業で、老朽化した2トンのダンプトラックを更新するものでございます。

30ページの第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費の65万6,000円を増額し1,309万3,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。第8款及び第1項・消防費、第1目・常備消防費は、4,973万9,000円を減額し、4億138万9,000円とするものでございますが、三重紀北消防組合にかかる高速道路救急支弁金収入や各種業務費の確定等により、組合負担金が減額となったものでございます。

第3目・消防施設費は、40万円を減額し、2,351万4,000円とするものでございますが、消防機械機具整備管理事業で消火栓設置事業負担金の減額と、消防団詰所等建物管理事業の財源更正でございます。

第5目・災害対策費は、221万8,000円を増額し、1億1,976万2,000円とするものでございますが、災害対策事業では災害経過にかかる手当が57万6,000円、自主防災組織対策事業は渡利区自主防災倉庫整備工事で35万円、地震津波災害避難路等整備事業は、中ノ島地区津波避難路整備工事で129万2,000円の増額のほか、防災行政無線管理事業の財源更正でございます。

32ページの第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費の1,238万8,000円を減額し、7,486万8,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

33ページをご覧ください。第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、153万3,000円を増額し、1億3,646万9,000円とするものでございますが、Windows X Pのサポート終了に対応するため、小学校教育コンピューター整備事業費が295万2,000円の増額のほか、維持管理費の実績見込みや事業費の確定による精査と財源更正でございます。

第2目・教育振興費は79万3,000円を増額し、2,888万3,000円とするものでございますが、転入による特別支援学級に在学する児童の増加と、対象となる要保護、準用保護児童の増加によるものでございます。

34ページの第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、1,768万3,000円を増額し、7,875万6,000円とするものでございますが、小学校費と同様にWindows X P対策として、中学校教育コンピューター整備事業費が1,439万4,000円の増額、8月の落雷による三船中学校の自動火災報知設備受信機取替えと、潮南中学校の給水管の漏水修繕で、中学校校舎等施設営繕事業費が236万円の増額のほか、維持管理費の実績見込みや事業費の確定による精査と財源更正でございます。

35ページをご覧ください。第4項及び第1目・幼稚園費の98万円を増額し、8,369万5,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

36ページの第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費の637万1,000円を増額し、9,901万2,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査と町民センター図書室管理運営事業費の財源更正でございます。

37ページをご覧ください。第6項・保健体育費、第2目・給食施設費の249万円を減額し、1億1,362万2,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・体育施設費は、108万6,000円を増額し、9,091万3,000円とするものでございますが、赤羽公園と東長島スポーツ公園の台風被害による修繕と事業費の確定による精査でございます。

38ページの第11款及び第1項・公債費、第1目・元金の16万9,000円を増額し、12億6,510万5,000円とするものにつきましては、長期債償還元金の精査によるものでございます。

第2目・利子の1,820万8,000円を減額し、1億4,036万2,000円とするものにつきましては、前年度借入額及び借入利率の確定による長期債償還金利子の精査によるものでございます。

次に、39ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書でございますが、次のページの合計欄でご説明させていただきますので、40ページをご覧ください。前年度末現在高は124億2,648万9,000円で、当該年度中の起債見込額が今回の補正後で9億5,950万円、当該年度中の元金償還見込額が13億1,646万円であり、当該年度末現在高見込120億6,952万9,000円でございます。

続きまして、41ページをお願いします。給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等では精算見込みによる共済費8万円の減額となり、補正後は2,474万

8,000円となります。

42ページをご覧ください。2の一般職につきましては、人事異動等に伴う精査により、給料が65万3,000円、同職員手当が529万1,000円の増額、精算見込みにより共済費が357万6,000円の減額、合計で236万8,000円の増額となり、補正後の総額といたしましては、12億4,900万8,000円となります。

以上で、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第66号、議案第67号の説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,999万5,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、803万円を減額して、1億4,663万1,000円とさせていただくものでございます。

第3節・職員給与費等繰入金は、人件費の繰り入れにかかるものでございますが、本年4月の人事異動及び共済組合負担金率の確定に伴うものであり、1,190万円を減額するもの

でございます。

また、第5節・財政安定化支援事業繰入金387万円の増額は、金額の決定により補正するものでございます。

次に、第2項及び第1目・積立基金繰入金は317万円を減額して、3,009万9,000円とさせていただきますので、財政調整基金繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、1,188万6,000円を減額し2,644万3,000円とさせていただきますものですが、本年4月人事異動等に伴う職員人件費1,190万円の減額及び一般事務事業で、平成24年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返還金1万4,000円を増額させていただきますものでございます。

8ページをご覧ください。第11款・諸支出金、第2項・国庫支出金返納金の第1目・国庫支出金返納金及び第2目・県支出金返納金はともに34万3,000円を増額するものでございますが、平成24年度特定健康診査保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わります。

協俊明住民課長

続きまして、議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,838万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、前後いたしますが、歳出からご説

明させていただきますので、7ページをご覧ください。7ページでございます。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、37万3,000円を減額して、887万5,000円とさせていただきますものございますが、共済組合負担金率の確定等による職員1名分の人件費の減額でございます。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りください。第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金につきましては、37万3,000円を減額して、3億1,202万6,000円とさせていただきますものございますが、先ほど、歳出で、ご説明させていただきました経費につきまして、一般会計からの繰り入れを減額しようとするものでございます。

以上で、議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

次に、議案第68号の説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷真吾保健福祉課長

それでは、議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,256万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。歳入予算からご説明いたします。6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,319万7,000円を増額し、1,873万6,000円とするもので、工事請負費に充てるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1,319万7,000円を増額し1億8,193万9,000円とするものであります。内容といたしましては、職員人件費の精査による144万円の減額と、今年10月の台風26号及び27号の影響による大雨で、一部の入所者の居室や通路に雨漏りがあり、屋上を点検したところ、屋上表面の防水ゴム接着などに経年劣化が認められたため、屋上全体の平面部1,320㎡及び立ち上げ面120㎡の防水工事を行うための工事請負費1,463万7,000円を増額でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第69号の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成25年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（支出）第1款 水道事業費用につきましては45万3,000円を増額し、3億7,488万2,000円とするものでございます。内訳としましては、第1項・営業費用79万4,000円を増額し、2億3,094万8,000円に、第3項・簡易水道営業費用につきましては34万1,000円を減額し、1億219万円にするものでございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億930万9,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

第1款 資本的収入900万円を増額し、1億1,063万1,000円にするものでございます。内訳としましては、第1項・負担金40万円の減額をしまして、440万円に。

第3項・企業債は940万円を増額いたしまして、7,180万円にするものでございます。

(支出)

第1款 資本的支出につきましては1,871万2,000円を増額し、3億1,994万円にするものでございます。内容としましては、第1項・建設改良費1,871万2,000円を増額し、1億7,520万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。起債の目的、簡易水道事業債につきましては940万円を増額し、4,080万円に。過疎対策事業債につきましては当初どおり変更がなく、3,100万円といたします。合計で、補正予定額が940万円増額しまして、7,180万円にするものでございます。

起債の方法は証書借入でございます。

利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「7,952万円」を「7,954万5,000円」に改める。

平成25年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、16ページからご説明させていただきます。

平成25年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書、収益的支出でございます。

第1款・水道事業費用は、45万3,000円を増額して、3億7,488万2,000円にするものでございます。

第1項の営業費用は上水道にかかる費用でございます。第1目の原水及浄水費を150万

3,000円増額し、2,816万2,000円とするものでございます。これは便ノ山浄水場、紅ヶ平浄水場の電気料金の増加によるものですが、上水道、簡易水道を合わせまして、トータルの使用電力料全体では、昨年度と比較しまして、平均5%を上回っていることが原因でございますが、電気料金につきましては、電力会社による燃料費調整単価などの加算もあり、約10%上がったことが原因でございます。

第2目・配水及給水費は92万2,000円を減額し、1,449万6,000円とするものでございます。これは山居配水池、江ノ浦、名倉加圧ポンプ場等の電気料50万3,000円の増と、材料費、給水取替、検針メーターの購入費でございます。それと、給配水管の修繕用材料代142万5,000円の減額によるものでございます。

第3目の総係費の21万3,000円の増額は、職員の人事異動に伴うものでございます。

17ページの第3款・簡易水道営業費用は34万1,000円を減額し、1億219万円にするものでございます。

第1目・原水及浄水費は68万4,000円を増額し、2,155万9,000円とするものでございます。この増額につきましては、先ほどご説明させていただきました、電気使用料が全体で平均5%上回っていることと、電力会社による燃料費調整単価などの加算もあり、約10%に上がったことが原因でございます。

第2目・配水及給水費は88万円を減額し、1,037万6,000円とするものでございます。これは量水器取替と給配水管修繕用材料代88万円の減額によるものでございます。

第3目・総係費の14万5,000円の減額は、職員の人事異動に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款・資本的収入は900万円を増額し、1億1,063万1,000円とするものでございます。これは、第1項の負担金40万円の減額をし、440万円とするものでございます。

また、企業債、第3項・企業債につきましては、簡易水道事業債を940万円増額し、7,180万円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。支出ですが、第1款・資本的支出は1,871万2,000円を増額し、3億1,994万円とするものでございます。

第1項・建設改良費、第2目・固定資産購入費は381万8,000円を増額し、3,874万4,000円とするものでございます。節の機械及び装置購入費でございますが、紅ヶ平浄水場設備更新工事480万円の増、地方公営企業会計制度改正に伴うシステム更新事業378万6,000円の減額、名倉加圧所2号加圧ポンプ取替工事131万3,000円の増額、便ノ山浄水場1号送水モ

ーター取替工事102万9,000円の増額、ノートパソコン購入事業、これは4台分でございます。46万2,000円の増額となっております。

第3項・簡易水道改良費でございますが、1,489万4,000円を増額し、1億140万4,000円とするものでございます。節の委託料でございますが、111万8,000円を減額、その内訳としまして、三浦地区送配水管布設替工事に伴う設計業務20万7,000円の減額、馬瀬地区配水管布設工事に伴う設計業務71万5,000円の減額、船津地区配水管布設工事に伴う設計業務22万1,000円の増額、下河内配水池耐震診断業務41万7,000円の減額となっております。

工事請負費でございますが、1,601万2,000円の増額となっております。内訳としまして、中桐・前山間バイパス配水管布設工事第2工区151万3,000円の減額、三浦地区送・配水管布設替工事595万8,000円の増額、馬瀬地区配水管布設替工事42万8,000円の減額、船津地区配水管布設替工事1,199万5,000円の増額とするものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

中本衛議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

中本衛議長

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第10

中本衛議長

日程第10 議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

この配偶者等という、その役人用語ですね、これは具体的に言うと、ドメスティックバイオレンスとストーカーのことを言っておるのかどうかということの確認と、それから、こういうことになった場合にですね、町がその入居者の場合なら、立ち退きも出てきますね。そういう点は、どういうふうにかえられているかということ、ご答弁をお願いいたします。

中本衛議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

ご質問にお答えさせていただきます。今、議員がおっしゃられたように、この法律はDV防止法という法律でございます。

それと、立ち退きはどうかということなんですけども、今までは被害者ということは、配偶者からの暴力を受けた者という規定でございましたけども、今回の改正によりまして、配偶者、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力も含まれるということで、等と付いたことでございますけども、今回、この法律が初めて、このように改正されたということで、これにつきましては、入居する際にですね、そういった証明書が必要となってきますので、それにより、そういう入居だけのことが、今、わかっているだけで、退去については、まだ今のところ、どんなふうということ、ちょっと今、考えておりません。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

DVということは、ドメスティックバイオレンスのことですね。ストーカー行為のことですね。それと、その入居時に、その判断をするということなんですけども、そこに居住してですね、生活すればですね、やっぱり家族構成等でですね、そういう問題がいろんな多様化の社会で起こってくると。そうなった場合に、町がその住宅についてですね、住宅に入居している人、また当然そういうのを、同じ何って言うんですか、棟に入っている人等もあるんで、その辺のところの、いわゆるリスクの問題をですね、この法律は何も考えてないと思うんですね。その辺のところ、町長どうお考えなんですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もちろん、法に基づいてですね、いろいろと対応するしかないかなと思っております。そういう意味では、我々もその住居、町営住宅等にですね、いらっしゃる方につきましては、しっかりと相談業務を受けてですね、そのうちどうするかということを考えていきたいと思えます。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、その入居者のですね、入居時、また入居者との相談業務をですね、どういう機関が行っていくんですか。町としては、どこが窓口になるんですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

主になるのは、やっぱり建設とか、福祉になろうかと思いますが、それぞれの横の関連もございますので、そういった課でですね、いろいろとお話し合いをしながら、やっていきたいと思えます。

中本衛議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

3番 樋口泰生君。

3番 樋口泰生議員

奨学金に関してでよろしいんですよね。

中本衛議長

はい。

3番 樋口泰生議員

14ページのですね、今回の改正の部分なんですけど、学徒の本分にもとる、これは反するという言葉に変えたところなんですけど、具体的には、この反するというのは、どういう事象が起こった場合に、反するかどうかが、1点目です、それから、償還に関しての現在の状況をお聞きしたいという点と。

3つ目がですね、この文章の中に、減免という言葉があるんですけど、どういう場合に減免がされるのか、その3点について、答弁をお願いします。

中本衛議長

教育長。

安部正美教育長

まず私のほうからお答えします。反するという行為なんですけれども、やはり奨学金資金の目的と言いますのは、優秀な学徒で、そして、学びたいけれども、学資の面で、どうもという一部援助が欲しいというような方に貸与するということになっておりますので、ですから、学生、例えばですね、学校へ行かずに、学校でいろんな、在学せずに、勉強せずにですね、いろんなことを過ごして、そして、いくというのが、そうすると、在学証明書というのを、必ずとるわけなんですけれども、そういうような問題のときに、休学をしておるとか、そういうような問題も出てくるかなと思うんです。

ですから、とにかく優秀な学生であって、そして、学資に1つ十分でないということに、奨学金というのは貸与しますのでということでございます。まず、それが1点かなと思います。

それから、あと課長のほうから答弁させます。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

償還についてご説明させていただきます。奨学金の貸与終了年度の翌年から返還が始まります。返還期間は償還期間を、今までは10年以内でしたが、今回の条例改正で12年以内に改正しております。

貸与終了後、償還金返還明細書を提出していただきまして、その中で、毎年の返還額、返済月を貸与者に決めていただきます。返還方法は納付書により、紀北町指定金融機関へ支払いしていただくか、もしくは平成24年度より返還の利便性を図るため、口座振替を設けましたので、そちらでの支払いになってございます。以上です。

中本衛議長

玉津教育課長。

玉津武幸学校教育課長

申し訳ございません。減免についてお知らせいたします。紀北町奨学金貸与条例第14条に、奨学金の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者が上級学校に進学した時、障害のため精神又は身体の機能に高度の障害を残し、労働能力を喪失したときその他の理由があるときは、奨学金の返還の猶予又は返還の全部若しくは一部を免除することができるとなっております。

中本衛議長

3番 樋口泰生君。

3番 樋口泰生議員

2番目の質問に対してですね、現在の状況、お聞きしたかったのはですね、今、償還すべき金額が滞りなく入っているのかどうか。そういった意味合いのことをお聞きしたくてですね、現在のやり方というか、運用の仕方についてではないものですから、再度、お答えをお願いします。

中本衛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

現在、27名の方が滞納してございます。金額が24年度決算で、604万9,500円になってございます。以上です。

中本衛議長

樋口泰生君。

3番 樋口泰生議員

今、改めてお聞きして、こういう結果になっているんですが、これへの対応に対して、課長といいますか、行政側のですね、対応について、お聞きしたいと思います。金利を付ける、付けないも含めてですね、すいません、よろしくお願いします。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

滞納者に対しましては、滞納通知あるいは電話連絡、自宅訪問をして、理解をしてもらって償還してもらうように努力はしております。

それから、24年度から利便性を考えまして、口座振替でというようなこともやらしてもらっております。徐々にその滞納額は、今のところ減ってきておるとというのが現状で、さらに返還に向かってですね、私たちとしても家庭訪問を、もっと回数を多くするとか、あるいは電話での連絡、あるいはハガキ等々ですね、滞納をなくすようにしてもらうように努力するというのが、今の私たちの姿勢でございます。

中本衛議長

よろしいですか。他に質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

この奨学金の増額については、数年前から一般質問等で言い続けて、やっと実現したなという感がいたします。非常に喜ばしいことなんですけども、合わせてですね、この条例を検討するにあたっての他市町村とのですね、その比較というのは、非常に重要な意味を持ってくると思うんですよ。いわゆる進んでいるところの条例を検討してですね、取り上げていただきたいという、検討していただきたいということは、前も一般質問でも述べたわけなんですけども、その辺は、抜本的に十分時間をとってされたのかどうか。

それから、2点目については、返還の必要、確か返還の必要性がない制度というのは、確か当町にとっては導入されていないと思ったんですけども、返還の必要のない制度の導入を図るべきだというふうに、前も言ったんですけども、そのことについては、どのような論議をされたのか、その2点についてお尋ねいたします。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

県内の各市町の状況も、私どもずっと調べさせてもらいました。金額につきましても、調べた結果ですね、やはりうちの場合は少し低いかなどというふうなところで、高校の場合は8,000円から1万円にさせてもらいました。それから、大学の場合、選択性をとりまして、2万円と3万円と、これもアンケートを取りました。平成18年度から借りていただいた方に、アンケートを取りまして、その結果を集計しますと、このままでいいんだという方も結構いまして、しかし、今までの議会でのお話もありまして、増額というふうなお話もありましたので、私ども何とか県内のをもう少し精査しまして、こういう3万円というほうにさせていただきます。それが、まず1点です。

それから、返還の必要性につきましても、議論しましたけれども、今のところ、特によく言われていました、地元に戻ったらというお話も議論しました。しかし、地元に戻りたくても、やはり、働く場所がなくて、やむを得ず、外におるんだというような方もおると。なかなかその面では不公平感があるんじゃないかというような話にもなりまして、それから、給付につきましても、ずっと県内を調べたんですけれども、給付にすると、やはり金額そのものが、やはり今のように、うまく貸与するようにはいかないだろうと。もっと人数も少なくなって、しかもお金も、金額もですね、増やすわけには、なかなかいかんだろうと。そして、県内もずっと調べさせてもらいましたけれども、やはり、給付のところは金額が、やはり少ないと。支度金のような形で出しておる市町もありまして、というようなことで、給付型については、今後まだ検討するというようなことで、今のところ止まっております。以上でございます。

中本衛議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

給付についてですけどね、一般的には、当地方自治体へお帰りになって仕事をしてもらうという条件付きのところが多いんですけども、現在ではですね、そうでなくてもですね、いわゆる優秀な人材につきましてはですね、何らかの形で、ある意味では当町に返ってくるわけですよ。非常にエリート頭脳っていうのはね。そういう点では、必ずしも当町へ帰って、地元へ帰ってこなくてもですね、給付をするという方向で進んでいる。今は進んでいるんです。それも一遍、一度帰ってくるなら給付ということじゃなしにですね、そういう方向で進んでいるということも、一度ご検討いただいてですね、優秀な人材を育ててい

くという、学問の自由ということをですね、最優先にしてですね、ご検討いただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

給付については、先ほど申しましたように、金額も問題があるんですけども、やはり、そこらも含めてですね、今後、検討ということで、ご理解いただきたいなど、そういうふう
に思います。

中本衛議長

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

前者議員と重ならないように、やっとなんか何年ぶりかで、町長は約束されたけど、やっとなんか1年、2年越したんかな。それで見直された。それで、確かに良いと思います。ただ、この中で抜けているのはね、奨学金貸与選考委員会で、いつ決定されてね、いつ決定というのと、内定でもいいんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますかということ、もう一回、先ほどの件ですけどもね、給付じゃなしに、いずれにしてもね、地元に戻ってくればということ、それを免除すれば、やはりね、過疎の土地に少なくとも、帰ってきていただく、あれは職場がないからじゃないですよ。やはり、帰ってきてね、いかに紀北町に貢献していくかということですよ。人口1人戻ってくれば、交付金でどのように反映されているか、その辺までちゃんと精査されていますか。お答えください。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

まず審査のことなんですけれども、ちょっとお待ちくださいね。まず、申込みですけども、3月15日から4月15日まで申込みをしまして、そして、選考委員会は4月下旬に行っております。それまでは、5月中に選考委員会を行っておって、遅いということで、できるだけ早くということ、私たちも努力させてもらって、選考委員会を4月に行って、4月中には希望されている方に通知をさせてもらっております。それが、1点です。

それから、免除ですね。そのことについてもですね、いろいろ議論はしておるんです。

ただ戻ってきたことによって、いくら交付税ですか、算入されるかというようなことについてまではちょっと私どもは、議論はしておりませんが、しかし、地元で働いてもらう方にどうやろという問題が出た時には、やはり戻って来たくても、来れんなど、そういう人もおるし、不公平感ができるんと違うかと。

また借りたものは、やっぱり返すのが、筋ではないんかというような議論もございまして、今のところ戻ってこられた方、あるいはその方には、給付という形にはなっていないというような状況でございます。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

先ほどの先に、あれですね、決定のことなんですけどもね、普通一般的にはね、入学というのは、大体4月1日ですよ。それまでの間、全部、学生さん、家族にしても、保護者にしても、いろいろ入学の準備等がありますよね。そのためにもね、資金の手当と考えればね、当然、それでまた引っ越し前にね、3月以内に、やっぱり決定してあげるのがね、そして、これは前の答弁でありましたよ。予算が決まってないのに、決定できない。それは、内定でもいいわけですよ。そうすると、親御さん安心する。以前あった問題というのはね、たまたま5月だった、その時までね、書類を審査せずに、放っておいた。それで、慌てたわけですよ。全部、書類が揃っておるんか。そういうことがありますからね、できるだけ早く決めてあげて、親御さんに資金の手当をね、安心させてあげるとというのが、一番大事なことだと思うんですけどもね。

そこで、それでもう一つね、これ予算内と言うけど、予算以内でということですけど、何人を想定されているのかということもあるわけですよ。ですから、その辺もはっきりしてないですけども、その辺は、また多分ね、申込者が多ければ、いいですけども、以前までは15人というようなことをしてましたけども、実際は4、5人が申込みのね、実態ですよ。その辺もみなわかってみえると思うんですからね。

だから、とにかく、まず決定だけはね、内定をね、してあげてください。そうやないと、県のね、日本学生支援機構の場合はね、県が窓口ですけれども、在学中にね、準備をして、それで、入学が決まれば、直ぐに出てくるような格好になるわけですよ。それに比べれば、随分、町のこれっていうのは、書類はたくさん書かんといかんわけですよ。私は実際、体験していますから、そのようなことでね、実態に則して話をしております。

それで、もう1つはね、帰ってくる人、帰ってこない人、不公平があるというけど、実際、町に帰ってきて貢献するわけですよ。借りたもん、だから、先ほどのね、教育長の話だと、給付型というのは全くなくなる。少なくともどっかにね、貢献すれば免除してあげるってことまでね含めてやってくださいよ。

あれ、対象がそんなに多いわけじゃないですよ。少なくとも1年、今のところ年5人、平均しても5、6人しかないわけですよ、対象者が。その辺も含めて、これは窓口、それこそね、地元で貢献できるようなね、教育が一番大事な時代じゃないですか、今。特に、校長先生、2人並んでみえますからね、よくご存じだと思うんで、その辺は父兄の皆さん、町民の皆さんにね、サービスをしてあげてくださいよ。窓口を広げてね、構えりゃいいじゃないですか、町長そんな2人や3人のことでね、月額いくらやった、2万円か。2万円ね、それはそうやね、その辺いかが考えていますか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

まず決定時期のことなんですけれども、内定というもの、今、お言葉いただいたんですけれども、やはり選考委員会というのがありますので、それをできるだけ早くですね。

開いてそこで、やっぱり決定をしてもらおうというのが筋かなと、そういうふうに思います。ただ、4月の本当に、よくわかるんですけども、ただ前期、後期の大学の方の試験がですね、後期の場合は、だいたい発表が3月20何日、それから、補欠合格というのを待ちますと、やっぱり3月28、29日までがリミットやということですから、やはりその期間は、やっぱり大事かなと。ですから、それまでには、やはり選考委員会もなかなか開けないというのが現実かなと、だから、最終を待って、出してもらって、できるだけ4月の早い段階で、選考委員会、すなわち上旬には選考委員会を開いて、即、直ちに保護者の方に連絡をさせていただくというようなことが1つかなと、そういうふうに思っております。

それから、地元に戻ってきた方というような問題については、前から随分こう言われておまして、私ども随分議論をしておるんですけども、他の市町もですね、今後、参考にさせていただきながら、今の問題については、もう一度相談をさせていただきたいなど、そういうふうに思っております。以上でございます。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

おっしゃるとおり、選考委員会、開かんでいいからですよ。選考委員会の開催の時期を早めればいいじゃないですか、何にも。だから、4月じゃなしにさ、その辺はできないんですか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

合格通知を、やっぱりいただかないけませんので、その期間がちょっと必要なんですね、手続き上、はい。

11番 東清剛議員

期間ですけども、あれですよ、入学許可書があれば、出せるわけですよ。だから、普通の場合ね、あれですよ、何ですか、3月いっぱいまでと言われるけど、入学許可書、それでもう1つは、それだけに絞って行っているわけじゃないわけですよ。受験しているわけじゃないですからね。多分私学も含めて、それで、推薦入学等もある。そういう中で、最終的に言われとんのが、国公立の合格の話じゃないですか。3月とか何かね、ですから、それは1回目、それで締め切って、次、二次募集かければいわけじゃないですか。仮に、残れば。そうじゃないとね、全部、はじめ2月に合格されとる人がですよ、ずっと待って、4月の終わりじゃないと決定されんということになるわけですよ。

それで、もう1つはね、だから、入学許可書があればいいわけですよ。合格証明、合格がね、許可書が発行されるのが、合格通知があれば申請できるわけじゃないですか。どこの学校に行くかというのは、貸与のときに決定されて、はじめて在学証明書をとるわけでしょう。だから、今の奨学金の貸与の制度というのは、入学許可書があれば、申請ができるわけですからね。どこの学校へ行こうか、その後で実際に金を振り込むのが、多分2カ月に1回ですの、その時に確定すりゃいいわけですからね、そういうことで。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

合格証明書ですね、合格証明書は、合格したら直ぐ出ます。ですけども、先ほど申しましたように、最終が28日か29日が一番最後ということなんですもんで、やはり3月はちょっと。それについては、選考委員の方もみえますので、そういうような方との調整もあるかなと思

いますので、それは、できるだけ選考委員会も早く、4月の上旬にもできないかというようなどこで、段々と早くできないかということ、今、考えております。ですから、保護者の方にも、そういうようなところを理解してもらいたいなど、そういうふうに思っておるんですけれども。

中本衛議長

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

教育長にしてええんか、町長にしてええんかわからんのやけど、何でもやっぱり目標を掲げやないかんと思うな。この町から、例えばですよ、中学生、高校生、何人おるかって、わかっておるわけでしょう。その中から、最低何十%は進学してほしいと、させようという意欲があればね、合格結果またんでええのや。今年度100人、奨学金だすと、みな頑張れ。予算、余ったら、また次へ回せばええやないですか。繰越、繰越の予算があるのと一緒なんやから、そうやってしたらどうですか。そんなら、それをめざして、俺もちょっと滑るかわからんけど、頑張ってみようかいな。予算ようけあるしみたいなね。どうですか、町長。そのように独自にされたら。今年目標100人、100人×いくら、36万いくらになるの。3,600万円、やっぱり教育に、それぐらいの予算入れてかないかんわ。その前向きな町の取組姿勢が、子どもらの意欲を増すように思うんですがね。どうですか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実的な数字でですね、25年度予算、大学生15名、高校生5名ということでさせていただきました。そういった中でもですね、いろいろ貸与、お借りするところもたくさんございますし、それぞれの準備資金等もいろいろ大学へ行かれる方、おそらく貯めた上だと思います。そういう中で、今年度、15名募集した上で5名ということでございます。そういったことですので、15名がですね、どんどん超えていくようであれば、議員おっしゃるような、いろいろな検討もしていきたいと思いますが、今、現状においては、15名の中の5名というように形になっておりますので、そういう状況も踏まえてですね、議員おっしゃるようなことも、何名までにするかということはどうですか、決めていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

それはな、貰えにくいんやわ。貰えにくいもんで、申込者も少ないということ、執行部の皆さん、理解しておかないかんよ。ほんまに必要なの、みたいな、疑うような聞き方するからな、もう面倒臭いんやわ。借りにくるのが。何とか実費でやろうと、みんな頑張っとるだけ。まあどなたさんも、高校、大学に子どもさんやったらわかると思うけど、下宿したりな、食費やとか、塾にしたって、ようけ金要るんやから、その分、親が頑張っとるわけやけども、やはり、町で応援してあげることによってさ、スポーツにしてもそうですけども、うちらの子ら、金返したやろ。貸したるやろ。私は奨学金というのは、やったらええと思うんやけどな、本当は。優秀な人にはな。

だから、貸すんやから、銀行みたいなこと言うとならあかんよ。もっと借りやすくしたらな。どうですか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

貸さないとか、そういうことじゃなしに、選考委員もございます。そういう方にですね、いろいろと選んでいただいて、現状では、そんな厳しくしているのかどうかという問題、私は選考委員ではございませんで、選考委員で決められた方に、予算措置されているわけなんです、金額ですね、やっぱりある程度、一定のものと決めて、町はこういう形で支援していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

選考委員会に振って逃げたらあかんよ。選考委員会というのは、選考委員会で、まずこの人にやったらあかんということは、1件もなかったように思うよ、僕も入っていたけど。いいですか、町長の出してきた予算のこんだけしかないんやで、そこにわずかな申込者がおる。適切かどうかと判断するのが選考委員会。最初の予算を決めるのは、町長ですよ。でしょう。手続きを簡単にしてあげるといふこと、優秀な生徒さんには、金ら返さんでええと。町へ来て働けとか、みみっちいこと言わんでええんや。よそへ行って働いてな、地元のためにつて、お金を送ってくれる人もおるんやから、この人が出世したら、あんた、せめて自分の税金だけは、町へ落としたろかという、大きな企業の社長になるかもしれん。

だから、優秀な方には、本当に本当に生活に困窮しとる場合にはね、全部出してあげる。その他の方には、その家の所得がどうのこうの関係なしで、どんどん貸したったらいいんですよ。しかし、年度の初めに予算とっていかないかんから、今年度は100名をめざすとか、50名をめざすという形でやっていただきたい。検討していただけますか、町長どうぞ。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところ、先ほど教育長も申し上げたように、返済の免除とか、給付の形は現在考えておりません。他の市町のこともですね、十分検討したいと思います。それと後、人数につきましてはですね、この15人が超えるようであれば、また、それなりの検討はさせていただきますと思います。

中本衛議長

次に、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

ないようですので、以上で、質疑を終わります。

中本衛議長

ここで、暫時休憩します。昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

(午後 0時 08分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 10分)

日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

生活改善センターというのは、議員の中でも、ごく一部しか、何に使われとったんか、いつつくられたのか。ほとんど認知してないのが普通だと思うんですわ。私もほとんど、よく通りますけどもね、ここ。先ほどの課長の説明の中に、民間団体なんか、ここに民間の活力とかいう、書いてあるけども、ちょっと中身はさっぱりわからんので、以前ね、中桐の1つ手前の前山の駐在所の辺りで、民間活用やっていたグループがありましたね。おそらく議長なんかご存じないと思うけども、駐在所の大きな、竹友会か、竹馬の友だちという意味だろうと思うんですが、何年かね、町からも助成してやっていましたね。イルミネーションを。その後、そういう活動が引き継がれているのかどうか。民間活力と言いますが、一体、誰らのどんなグループなんか。何も説明がないんで、ちょっと基本的なことをお教え願えませんか。私は比較的そういう活動なんか知ってるほうなんですけども、何も耳にしたことないんで、その背景をです、いつから、そんな話があつて、どういう活動をしているグループなのか、会社なのか、ちょっとわかりませんが、ご説明ください。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。先ほどの説明の中でですね、民間活力うんぬんというところにつきましては、このセンターがですね、昭和46年度に建設されて、当時の設置目的、現在の条例の設置目的でもあるわけなんですけども、農林漁家の生活改善を図るため、生活技術普及の講習、読書、集会等に資する施設であるというふうに明記されてございます。

そして、その中で、昭和62年ころからですね、地域の婦人会活動の一環の中で、味噌づくりの活動の拠点として、利用されてきておりました。その後、味噌づくりの活動を休止

され現在に至っておるといところでございます。

そして、先ほど議員おっしゃられました、竹友会につきましてはですね、私も詳しいことは存じあげておりません。また、今回のですね、生活改善センターの廃止にもですね、ともに関与はございません。

先ほど、民間活力うんぬんというふうに申し上げましたのはですね、地域の方、地域で事業を展開される方から、平成24年11月に払い下げの要望がございまして、その内容を検討したところですね、その方の利用の計画といたしましては、地域の方々、そして、また、中桐近隣に配置されております、中桐聖観音、大原の格子絵天井等ですね、見学に来られる熊野古道からのお客に対しても、そういった憩いの場として活用していきたいというふうな申し出がございました。

そういった内容をですね、町内部で検討させていただいた結果、このまま、現状のままですね、41年を経過した施設を、老朽化した施設を管理していくよりは、民間のそういった力を活用してですね、利用していったほうが、この生活改善センターの施設につきましても、利用の度合いが増え、なおかつひいては赤羽地区の振興に寄与するのではないかと判断の下ですね、今回の廃止条例の上程になったということでございます。

また、もう1つ付け加えさせていただきますとですね、この建物につきましては、申し出者の意向では、撤去するのではなくて、改修等を行って、そういった憩いの場として活用していきたいということでございます。以上でございます。

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いや、ちょっと姿が見えてこんのやけども、よく現町政では、民間活力って、民活でやってくださいという言葉、よくはかれるんですね、町長自身が。それで、聞きようによっては、非常に、民間に先頭に立ってやってもらって、バックアップしていくというようなふうに聞こえるんですが、現実はどうなんですか。後々、これの自転車のレンタル事業って難しいですよ。決して今回が初めての話やなしに、古道魚まち歩観会、私はアドバイザーになっていますが、やった、それで、駅とゆうがく邸のところでやっているのかな。やったけど、現実には非常にね、難しいんですわ。課長、実態わかっていますか。レンタサイクルの事業って、大変難しい。採算とること自体が難しい。

それで、ごく最近ですが、ほかの事業者からのちょっと計画が、町内で計画があるよう

に、ちょっと聞いてますけれども、これは例えばこれ、高速道路の延伸対策の一環として考えるんだったら、例えば商工観光とか、よろしいですか。企画課とか、関わっているんですか。それで、農林水産課は、本来こういう事業というか、専門的にタッチしてないと思うんで、きちんと、だいたい話としては、ある意味では見当がつかますけどね、どこがやろうとしているのか。あえて理事者のほうが言わん以上は、私も口に出しませんけども、今日、初めて話を聞きましたけども、いくつもこういう計画が、いわゆる民活でやっとなるわけですね。

これは、商工観光が関わっていますね。仏光寺の横で、本町の古民家の活用について、いろいろやっている。それで、今度は赤羽は赤羽でやっている。おそらく海山のほうでも、引本あたりでこういう活動をやっとなるでしょう。全体として、地域全体の盛り上げに、どうつなげていくか。あるいはマンボウを中心とした、この間、第1回のありましたね。共催イベントが。あれば民活でしている。今後もいろんな形で、次々とやっていくみたいですが、町はどこまで関わるんですか。民活やという理由で、勝手にせえという感じなんですかね。この辺、ちょっと方針をお聞きしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずこの基本がですね、払い下げるということでございます。民間の方にね。民間の方は払い下げた方が、そういった地域の利便とか、そういったものに活用していきたいと話ですので、町がですね、全部関わって、その観光的にやるとか、そういうものではございません。払い下げた上で、相手方がそういった事業もしていきたいなという払い下げなんで、それでその払い下げのためには、こちらの先ほど課長のほうも、お話をさせていただきましたが、赤羽生活改善センター、これ自体が行政財産ということになっていきますんで、それを条例から外したいということでございます。

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

お互いしとる意味合いと、ちょっと違ってくるんで、ここの事業者、払下げ申請しとる事業者は、最近、非常に全国的にとは言いませんけども、県内では、相当有名なこれ事業者ですね、ブログやいろんなところで、違うんですか。食品を加工販売しているところじゃないんですか、うなずくか、どうだけでもいいですよ。そうですね。

それで、結構、有名ですね。私も人にも紹介しているし、しっかりした事業をやっていると、さらにもう1つ直接の商売とかじゃなしに、もっと広がりをもっていこうというのは、私は大変いいことだと思うんで、今後というか、民間企業、民間活力って、聞こえはいいんですが、やっぱりサポートせなあかんと思うんですよ。できる範囲は限られていますよ。どういう部分はやっぱり相談にのるとか、何とかがありますからね、その辺、どうも頼りないですな、はっきり言うて。

売ってくれと言うとるとか、売ったるだけやというんじゃないしに、せつかく、そういう事業計画を、課長が聞いとるわけやから、もっと盛り上げたらなあかんのじゃないですか。事業意欲がある業者に、雇用もここは大分しとるんですよ。私が言つとる業者が正しいんなら、6、7人雇用しとるんでしよう。ちがうんですか。これは農林課の所管じゃないか、あんたどこか。みんな首振りよるね、どうですか、基本的に民間活力、いや入ってないん。頑張つとる業者やと、私は言うとる。いやいや、いやいや。ちょっと注意を受けましたけどね、いやボケとるんでね。

そやで起業、起こすほうの起業ね、起業で頑張っているところに、単に土地を売るとか、売らんとかという話じゃなしに、しっかりサポートしたるべきじゃないかなと思いますかね。空き施設の利用ということでは。いかがですか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この相手方の方はですね、もちろん、その事業として、これで利益を得ていこうというものではございません。そういう中で、活用して、もっとこの地域のために、利用できるんじゃないかという思いもあってですね、我々としてはそういう思いで、やられるに関してはですね、協力できるところは協力していきたいと思えます。

中本衛議長

他に、10番 東篤布さん。

10番 東篤布議員

今回、この63号はですね、条例を廃止するということですね、今、町長の答弁を聞いてみると、この廃止したとこの建物を使う人が、既に決まっておるように聞こえたんですが、そういうことですか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域の方から申し出をいただいております。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

地域というのは、例えば、あそこは中桐というところやけど、中桐の老人会とか、そういう団体の方ですか。地域の方ですって言って、そこで住んどる方って、固有なん、個人なかな。それで、これは貸すの、町長。売ったるの、どっちなん。この条例を、ちょっと今、条例の廃止が議案なんですけど、今の説明を聞いていますと、どうもお売りになるように、ニュアンスで受け取ったんですが。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個人というか、地元の方で、その方に払い下げ、売らせていただくということです。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

今回は、条例の廃止ということですからね、ちょっと議案の外になるやもしれませんが、町有財産を売却ということになったらね、ちょっとまた違う手続きが要るんじゃないんですか。申込みがあったら、あったから売ったるんだという、これ廃止になりますね、で、その次には、こういう物件を欲しいという方がおるんですが、どうでしょうかということが、また新たに議案として出てくるんですか。

だから、金額が、例えば、何千万以下だから、執行部サイドで自由に売り買いできるということになるのかな。そうなってくると、評価額がどれほどでしとるのかという話にもなってきますしね。

だから、例えば、何千万以上であれば、議会の承認が要るんだ。だから、これは何千万以下だから、その査定は誰がしたんですかということにはなってくるんで、お尋ねしておきます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

手続きはですね、この条例が廃止されてからということになります。そういった中で、その方ともお話ししながら、今、議員おっしゃったように、不動産鑑定等をですね、かけまして、その単価等を決めていきたいということです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

最初から明確にしておいてほしいんですけども、これは行政財産を用途廃止するということですね、条例を廃止するということは。用途廃止ですね、行政財産を普通財産に変えるということだろうと、私は受け止めたんですが、議長のご判断はどうですか。用途廃止をこれして、行政財産を普通財産にすると。売買が可能な普通財産に変えましょうという、までの話なんですね、これは。ちょっと議長、確認します。

中本衛議長

今の町長の先ほどの説明からいきますと、まず用途廃止をし、それから、売買をするということでしたので。

18番 北村博司議員

売買までやるということ。だから、行政財産を普通財産に変えるということやろ。

中本衛議長

その点は、私また確認します。町長に。

町長、ご答弁をお願いします。町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。

中本衛議長

よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

19ページなのですが、矢口漁港の海岸のですね、変更前の建物等調査一式が400万円、用地一式が800万円が、変更後には、建物調査が150万円、用地一式が50万円に、ものすごく減額にとるんですが、これは何故なんですか。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。まず建物の建物調査等につきましては、現在ですね、平成24年度の繰越予算、平成25年度の現年予算の2つの予算立てをもって、事業を行っております。そういった中で、精算見合いも含めまして、建物の調査等につきましては、平成24年度予算も使用しつつ、25年度予算を使用する分の見込みとして、150万となったものでございます。

また、用地費につきましてはですね、現在、平成25年度予算として、用地買収を進めるべく進んでございます。ただ、現在ですね、建物調査等も現在行っておりまして、実質問題、用地を交渉を行っていく上で、建物の移転補償費と土地の用地費、2つの調査が必要になっております。そういった中でですね、用地につきましては、補正予算の中で、繰越明許費も、先ほど、財政課長のほうから説明させていただきましたけども、平成26年度に繰り越した後にですね、契約を行っていきいたいということで、平成26年度予算においても、用地費及び補償費を計上させていただいて、進めていきいたいということを考えておりますので、平成25年度予算としての用地費については、現時点では50万円となる見込みである

ということでございます。以上でございます。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

そうすると、この査定が下がったとかということではなくって、建物等の調査は400万円、それから、用地費が800万円が大きく減額しているのは、計画したよりも事業計画が遅れとって、400万円計上したんだけど、150万円しか仕事が進まないから、これに変更したという解釈でよろしいんですか。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。ある意味ですね、今、議員がおっしゃられたことと逆でございますして、25年度予算で見とった部分を、24年度の繰越予算で賄えることになったということでございますので、事業が遅れとるうんぬんということではありませんので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

課長に、今、説明を受けたんですけど、よくわからないんですけどね。400万円と800万円の予算を組んだと。それが変更後に、150万円と50万円にするということは、計画しとった予算を使わないわけですよ。だから、変更したんですよ。この当初の予算から、プラスしてじゃないもんね。減ってるんですからね、何か、わかるように説明していただけないでしょうかね。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

説明不足で申し訳ございません。まず建物調査につきましてはですね、400万円みておりました、残りの250万円につきましては、平成24年度の繰越予算で賄っておるということでございます。

そして、その用地費の800万円が50万円になったというのがですね、当初、確かに用地費、

用地交渉等を平成25年度、現在もですね、逐次、地権者の方々とはお会い、接触はさせては
いただいておりますけれども、25年度、この時点ではですね、建物調査等がまだ完了して
おりません。その建物調査等の結果等も踏まえてですね、用地交渉に臨み、そして、契約に
至るのが通常でございますけれども、そういった中でですね、平成25年度中の用地費としての
執行は、現時点では難しくなっておるということでございます。

ですので、平成26年度にですね、用地については、主をおきまして事業を進めていきたい
ということでございます。

それと、今回ですね、大きな増額要素となっておるのが、樋門の本体工、扉部分についま
しては、製作は進めておるんですけども、そのコンクリート部分をですね、申し訳ございま
せん。用地につきましてもですね、25年度におきましては、ちょっと現実問題、進めるのが
できませんので、26年度予算に主眼をおいて、事業を進めていきたいということでございま
す。以上でございます。

中本衛議長

理解できましたか。よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題と
いたします。

なお、質疑は、歳入と歳出、12ページ議会費から23ページ、衛生費、また24ページ農林
水産業費から最後までを分割して行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようお願いいたします。

それでは、まず、歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

10ページなんですけどもね、この行政財産売払収入の215万1,000円、これについてですね、疑義を持つわけなんですけども、この行政財産のままですね、売却することについてね、根拠はどうなんでしょうか。

中本衛議長

執行部、誰にします。町長、誰にします。

速やかに対処をお願いします。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

これは海野小学校のですね、砂防工事に伴って、行政財産を売払いしたということでございまして、その売る前のですね、海野小学校ですから、行政財産なんですけども、売った後、県のほうが工事をいたします。その後、県の今度は行政財産になるということで、この行政財産売払収入として上げたんだというふうに解釈しております。以上です。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

学校用地ということなんですけどもですね、地方自治法の238条の4ですね、ここではですね、行政財産としての売却は禁止されておりますね。いかがですか。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

ちょっと確認させていただきまして、後ほど、お答えさせていただきます。

中本衛議長

松永さん、ここで、暫時休憩します。確認とってください。

時間的には45分まで、暫時休憩します。時間が要る。それでは、2時まで暫時休憩します。

(午後 1時 36分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 00分)

中本衛議長

答弁を求めます。

下田副町長。

下田二一副町長

お時間いただきまして、申し訳ございませんでした。

ちょっと書類等を調べてまいりましたところ、これは教育財産でございまして、元教育財産でございまして、教育委員会の定例会の会議の中で、売却する。それから、用途の廃止をするということが報告されておりました、承認はされておりました。それに従いまして、手続きがなされておりました、普通財産ということで、申し訳ございませんが、ちょっと表記が不正確で申し訳ございませんでした。行政財産ではなくて、普通財産の売払いの収入ということでご理解いただきたいと思います。

中本衛議長

松永議員。

12番 松永征也議員

了解をいたしました。

中本衛議長

他に質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

収入の9ページなんですけど、海岸保全施設整備事業費補助金ですね、これが1億1,100万円ですか、減っておるんですが、先ほどの私、質問させてもらった、議案第64号の議案書にはですね、国及び補助金の追加に伴う変更というふうにありますんで、どうもこれがよくわからんです。一方では補助金が追加になつると言つとるし、こちらではですね、これ大幅に減額なつとるんですね。その辺の事情をご説明お願いします。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。先ほどの議案第64号におきましては、事業費ベースで800万円の増額という議案を提出させていただいております。また、補正予算の中では、海岸保全施設整備事業を減額というふうな補正予算案を提出させていただいております。

まずですね、この特に矢口漁港海岸で大幅な補正予算減となった理由につきましてはですね、今回の補正予算につきましては、平成25年度予算の精算見込みによるものでございます。当初、平成25年度の予算編成時におきましては、矢口海岸のですね、西側部分の海域の堤防の着工を、想定もしておりました。

ただ、その予算要望等も行っておったんですけども、その後の三重県、また水産庁との協議の中で、現在、東側陸域の白越地区の堤防工事を着工しているところでありまして、今後ですね、用地買収等が必要になってくるということですね、海域への堤防着工より、まず用地買収を1日も早く完了したほうが、今後の事業の進捗が図れるんじゃないかという助言をいただきました。

そういった中でですね、検討を重ねた結果、海域の堤防の着工より陸域のほうの用地買収を最優先にして進めようという判断に至ったものでございます。そうした中でですね、町の当初予算といたしましては、約3億、4億弱のですね、予算をお認めいただいていたんですけども、そして、その実際、国、県の予算が付いてきた部分につきましては、現在のところですね、当初の三重県との契約額、事業費ベースで三浦海岸につきましては、8,000万円、矢口海岸につきましては1,200万円、計9,200万円で契約をしております。

そうした中でですね、今後の経済対策等の話もございまして、それらも見越した上でですね、三浦海岸につきましては、1億4,000万円。矢口につきましては、3,000万円の計1億7,000万円プラス事業費は、事務費がですね、5%を上乗せた形で、平成25年度の事業が精算できるのではないかという見通しの中でですね、補正予算案を出させていただいております。

先ほど申し上げましたようにですね、補正予算額と今回の変更契約の金額の差につきましては、先ほど申し上げました事業費ベースで、三浦漁港が8,000万円、矢口漁港が2,000万円となっておるところを、三浦漁港を8,000万円から1億4,000万円、矢口漁港についまし

ては、2,000万円から3,000万円という精算見込みについてですね、補正予算を計上させていただいたということでございます。以上でございます。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

これは3年間の事業でしたよね、24年、25年、26年度の3年間のトータルで、補助金が決まられておると思うんですが、要するに、これだとですね、何か3年間でやり切れていかんように思うんですが、その辺の工事の見通しとですね、これだけ補助金が、後にずれるということについてですね、その補助金自体に問題が発生してきやへんのかというふうな、その懸念もあると思うんですが、その辺の見解はいかがなんでしょう。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この三浦漁港海岸、矢口漁港海岸につきましては、平成23年度からの5カ年の事業で行ってございます。確かに議員おっしゃられるようにですね、当初の5カ年計画では、非常に厳しいものがございます。と申しますのが、事業費のアップ等々、また国、県の予算付けも、半ば非常に厳しいものがございます。今後ですね、三重県、水産庁とも協議の上ですね、事業延伸等についても検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

中本衛議長

よろしいですか。玉津充君。

8番 玉津充議員

先ほど、私、3カ年と言ったのが5カ年計画の間違いなんで、訂正します。

中本衛議長

はい。他に、質疑。

18君 北村博司君。

18番 北村博司議員

歳入の11ページの雑入ですが、次世代自動車充電インフラ整備800万円、これは歳出がどこに上げられとるのか。これいわゆる電気自動車等の充電やね。どこにあるのか、ちよっ

とよう見つけんのやけども、何箇所なんかと含めて、お答えいただきたいと思います。

中本衛議長

商工課長。

濱田多実博商工観光課長

歳出でございますけども、27ページですね、歳出、27ページの第6款・商工費、第1項・商工費、第2目・商工業振興費のですね、道の駅マンボウ管理事業、それから、海山管理事業ですね、ここに充当する事業でございます。以上でございます。

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

なるほどね。ということは、1,200万円やで、町費を400万円補てんするということなんか
な。

それとも、それぞれの道の駅が、残りを負担するという、これは委託料になつとるね。

1,200万円、400万円は一般財源を持ち出しとるね。これね、やっぱり、歳入に事業名が書いてあるんで、歳出も商工費のほうでもね、これは明記してもらわんと、さっきから、探しているんですよ。これはあれですか、内容は家庭用電源で充電できるタイプなん、車の関係ですかね。これちょっと私は技術的によくわからんのやけども、ちょっとご説明ください。

中本衛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

今回、充電設備のインフラ整備ということなんですけども、これはですね、一般家庭と言いますよりは、急速充電器ですね。ですので、一般家庭にはあんまりないタイプのもの
ございまして、それをですね、整備するというものでございます。道の駅にですね、それぞれ1基ずつ配置するというものでございまして、この補助金自体がですね、平成24年度の国の補正予算によって、措置されたものでございまして、それをですね、一般財団法人の次世代自動車整備センターのほうがですね、受けて、各市町村であるとか、一般の事務所等にですね、補助をするという形でされたものでございまして、それをですね、なぜ今の時期かということなんですけども、2月28日までに申請した場合に、3分の2の補助がいただけるということですね、非常に有利な補助金になっておりますので、この時期に補正予算を上げさせていただいたということでございます。

今回ですね、申し訳ございません。これまで、道の駅マンボウ管理事業と、それから、道の駅海山管理事業ということで、それぞれの事業に足した形で、させていただいたんですけども、今後ですね、その事業の名称につきましては、検討させていただいて、わかりやすいようにさせていただきたいと思います。以上でございます。

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

わかりました。それで、これ有料なんですか、充電は。

それと、このマンボウのほうは商工会に委託して、さらにそれがギョルメ事業協同組合かな、そちらに管理委託しとる形ですね。それから、道の駅海山は、海山物産かな、この有料だったら、収益金はどのように処理されるんですか。

中本衛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

設置につきましてはですね、町のほうで行いたいと思っております。いわゆる底地ですね、所有権が、それぞれ国土交通省さんと、それから、三重県さんということになるので、今後、それをですね、お借りした上で、工事を進めていきたいというふうに考えております。有料か無料かというお話なんですけども、基本的にですね、有料にできるように、課金ができるような設備ということに、いわゆるコインを入れたりして、お金が取れるような形にしたいと思うんですけども、道の駅の管理全体ということで、ギョルメ事業協同組合にお願いしとるわけではございませんので、今のところその部分については、町のほうで今後、管理していきたいというふうに考えております。

その場合ですと、収入については町の収入ということになるんですけども、今ですね、この補助金に対しまして、さらにですね、自動車4業者、これはトヨタであるとか、ニッサン、それから三菱、ホンダですかね、その4社でですね、さらにその上積みの補助金を、ちょっと考えていただいておりますので、これまだ確定ではございませんけども、残りの3分の1の部分についての補助が、今、考えておるといことと、あと維持管理についてもですね、その補助が考えられとるといことなので、それを見極めた上でですね、課金については考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

海山についても同じでございまして、道の駅海山につきましても、国交省の土地でございますので、そこを町がお借りした上で、事業を進めていきたいというふうに考えております。町ということで考えております、はい。

中本衛議長

ほかに。

はい、町長。

尾上壽一町長

先ほどは松永議員のご質問にですね、副町長が答弁させていただいたんですけど、訂正のお願いをですね、まだいたしておりませんので、この予算に関する説明書の中の10ページですね、説明という部分の行政財産売却収入は、普通財産売却収入と訂正をお願いしたいと思います。

中本衛議長

ただいま訂正のご答弁がございましたが、ご異議ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

よろしいですか。

じゃあ、異議なしと認めます。

したがって、普通財産とさせていただきます。

では、収入全般で質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

よろしいですね。

次に、歳出については分割して質疑を行いたいと思います。

まず、12ページ議会費から23ページ衛生費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

16番 平野議員。

16番 平野侔規議員

16番 平野。ページの28ページの。

中本衛議長

23ページまででお願いします。

16番 平野倅規議員

間違いです。

中本衛議長

18番 北村博司君。

ちょっと待ってください。ごめんなさい。

16番 平野倅規君、ページ間違いだそうです。何ページですか。

16番 平野倅規議員

14ページ、違うところ、めくった、すいません。

14ページのね、一般訴訟費、総務のね、ちょっと朗読を何行かさせてもらいます。

この9月定例会議会の議案第53号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、一般訴訟費191万9,000万を計上され否決、臨時議会、議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）一般訴訟費86万9,000円、これも否決をされておるわけですが、105万円の減額で否決をされておるわけでございますが、今回、また12月定例会、議案第65号 紀北町一般会計補正（第7号）、これは臨時議会と同額の86万9,000円で計上されており、前回と予算内容は変わらずで上げて来ておるわけなんです、この補正予算の理由付けといたしましては、津地方裁判所第1回口頭弁論は、町職員だけで答弁書を作成、または原告は弁護士を代理人として、この裁判に臨んでおるといふような補正予算の理由付けでございましたが、前回と同様で86万9,000円で、裁判に臨みたいということで、ぜひ承認していただきたいということで、各議員に細かい説明を副町長さんと、総務課長さんが言ったにも関わらず、残念ながら否決というふうな結果になっておるわけなんです、今回この86万9,000円では、結果的には、町の職員でやるということに対しては、限界であるということにも関わらず、また、この再度、今回、86万9,000円として、臨時議会と同額の金額を出しておるということは、2度も議会において否決されたことを、3度目、また3カ月のうちに、また3度目も出してくるということは、我々議会を何と考えておるのか。

また、はっきり申し上げまして、その時は賛成の方もあり、反対の方もおりました。今度、再度また3回目も、またその議員らに、また採決をして、また針のむしろに置くようなことの仕方を計上してきておるわけなんですけども、これは私は一議員として、まだ3月議会ぐらいにもってくるなら、まだ、かわいげのようなことも考えられますが、なにか議会を道具みたいに、これやれ、これやれって、我がと勝つまで、今回のこのような仕種をして、今度は12月の補正で、これあかんだら、今度はまた臨時議会を議長に言って、またやられるのか。

やって今後にも、もしも仮に、議会として認めた場合、果たして、これ勝訴なんかと。勝訴にならんだら、今度は、来年度、26年度予算に新たにこれの分を、また本予算で裁判、一般訴訟費として出てくるのは、明らかに見えておるわけなんです。果たして、それでずっとまた何年か、またこの裁判が続くとしたら、ずっと我々はこれを1回認めたら、2遍も否決して、3回目また認めたって、勝てるのは、あと1回か2回のね、裁判で勝てるというのは、弁護士さんの証明があれば、まだそれも考えられるけども、この裁判というのは、これはわからん。水もんでございますので、果たして、いつまでこれを認めてくれということを継続していくのか。

また議会としても、否決したやつを、2遍も否決したやつを、また今度、どういうふうな結果になるのかわからんのですけど、これは一般町民の人に、議会は本当に笑われますわな。議会は何しとるのって。賛成多数で2遍も否決しとるやつを、町長はまた3回出してきて、これでいいのかって。我々は、私は一議員として、これは本当に町長に秤にかけられておるような感じして、今度もしも仮に私が、仮にですよ、賛成としたとしたら、何やのあの議員はって、2遍も反対しとったのに、今度どんな加減かわからんけども、賛成しとるやないかって。あの議員はあかんって。まちまちやて、信念がないと、そういうふうにも思われても仕方ないですよ。

仮の話ばかりしとるけど、来年、町会議員の選挙ある。もしも出た場合、私が、あれは信念ないで、あんなもんに入れて、落選したれって、いや、これはそうなるかもわからんですよ。

中本衛議長

質疑です。

16番 平野倅規議員

そういうことにならんためにも、そういうことにならんためにも、町長は我々議会のこの議決というものを、軽んじとるんか、重んじとるんかということを、私はお伺いいたしたいと思います。以上、質疑です。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のほうからいろいろご質問をいただき、ご質疑をいただきました。私としてはですね、議会の議決を大変重いと思っております。そういうことから、今回のですね、上げさ

せていただいているわけなんでございますが、そういった中で、議会のほうです、何とかお認めいただきたいというのは、応訴費用、これ何度もお話させていただいていますが、応訴費用であるということですね、裁判を維持していくために、前回、口頭弁論がございました。そういう中でも、やはり弁護士のお力が必要ではないかなと実感いたしましたので、そういうことで取り組ませていただいております。

それとですね、金額的には、86万9,000円ということなんでございます。そういうことにつきましては、確かに金額は、その経費ですので、変わっておりません。しかし、私としてはですね、事情というものが、少しあったのではないかと、変化があったのではないかと思います。議会の中で、一事不再議ということがございます。一事不再議の原則、こういう中で、事情の変更があるから、会期が変わればいろいろ提案できるというお話がございます。そういう中でですね、我々、11月7日、第1回口頭弁論をさせていただきました。いやちょっと静かにしてください。僕がしゃべっていますから。そういうことでですね、やっております。ですから、11月7日の口頭弁論が終わって、11月13日、全協をさせていただきましたが、今までの形態とは少し違うということですね、説明の場は設けられなかったですが、各議員への答弁書、対比表、それらもすべて配らせていただきました。

そういう中で、まず9月20日の追加予算、それから、10月10日の臨時会、こういった中で、皆さんから全協、9月26日の全協もですね、皆さんから出たお話の中で、不許可の理由が明確ではないとか。法的根拠に具体性がないというお話をいただきました。そういった中で、我々がなぜ不許可としたのかという理由がですね、裁判所へ提出された準備書面、答弁書ですね、において議員の皆様には周知していただいた。

そういうことからですね、事情の変化、一事不再議、政治の流動性っていうんですか、そういったものが1つ大きな、金額は変わりませんが、そうところでは大きな変化があったと思っておりますので、今回、提案させていただいて、ご理解をいただき、できましたら議決をいただきたいということで、本当に議員の皆様には、大変説明不足等でご迷惑をおかけしているところではございますが、そういった観点からもですね、今回その準備書面が、答弁書ですね、向こうの訴訟の書類も出ささせていただいて、そういう中で、またご判断いただきたいという思いで、ここに予算化させていただきました。以上です。

中本衛議長

平野倅規議員。

16番 平野倅規議員

この予算化というのを、なかなか巧妙なものでね、町長。前のやつは1議案として、出されておりました。今回は、総務費のうちの一般訴訟費として、この金額を上げられ、我々議員としては、この1つの一般訴訟のものに対してだけは、反対であるけども、他のものは賛成というふうな気持ちでおります。そういうふうなもので、これを反対をしにくいような方法でもって、今回、計上されとるわけですね。

先ほど、どなたの議員か知らんけど、悪用やって言うたけど、本当、私にとっては本当に計略的な予算計上やと思います。これをいかに町長が考えられたことか、誰が考えた、副町長が考えられたことか、また、総務課長も、頭ええで考えられたことか、それはわからんけども、あまりにもこれは、何期もやっとする議員皆知っていますよ、このやり方は。こうすることが、これ一番ええ方法なんです。

これを反対したら、全部の議案を、65号議案を、みんな反対ってなってくんや。後は修正動議を出して、してかんならんというような状態にさせようとしとる、理事者側は。また、せなならんやろ。2遍も否決、議会はしとんやで。このまま、ああそうですか、うん、ああと言って、知らんだんやって、俺は反対やけど賛成したったんや。これ通らないかんって、そのような目論見が目に見えておる。そういうふうな卑怯な手を使たらあかん。はっきりして、議案のあれで、先ほどええ答弁しとったけども、なっ、町長は前、受けなならんと、訴えられたら、町民から訴えられたら受けなならんと、応訴せなならんって、言うのであれば、前回、もう1つの事件で、相手方は何もしてないのに、何も枯渴も何もしてないのに、これ早いことせな、町にとっては不利益あるんやと言うて、我がと向こうに訴えられる前に我がと、あれですよ、どっちか被告、原告、逆になったような行為をしておるじゃないですか。それは、皆それを知っとるはずや。この前のことやで。町民に訴えられて、受けざるを得んと。応訴せなならんで、ぜひ認めてくれって、努力もせんと、町長は、相手方との何も話もせんと、即、弁護士に相談したら、これは勝てるやろと思って、いきなさいと言われたんやと思うわ。副町長は、この前にもいろいろ言うたけど、えらい悪いな、あんた、言われたけどやで、執行部が述べられとるやつは勝訴ばっか、判例は。

判例は勝訴ばっかの判例、当たり前やと思う。自分の主張しとることは正しい判例ありますよということは、当たり前や。そやけど、行政側が負けた判例もあるんじゃないですか。裁判においては、行政側が全部、勝っておるといことないですやろ。この前のある事件でも、最高裁いってひっくり返されたやないですか。そういうふうな例もあるんや。なっ、町長、あんた書いてばっかおって、ようわかっとなかい。ええ判例ばっかせんと、悪い判例も

言ってくださいよ。

副町長は正直だけど、既存の業者は行政を訴えて、行政は勝ったという判例を、1つ例を上げてくれましたな。議事録を調べて、ちゃんと、ここに残ってるんだよ、わかってるのや、あんたの言うたこと書いてあるんや、ここにこれ。業者が、既存業者がこういうふうな時点になって訴えたと、行政側を。そうしたら、行政側は勝ったということ、あんた述べておるやないですか。それは、業者が負けた判例ですやろ。

そういうようなやつを、今回このような問題に対してのやつを、どんどん、どんどん出して、こういうやつもあった、ああいうやつもあって言うべきやないんですか。一般の人から訴えられて応訴したって、考えられんわ。2遍も3回も否決しとるやつを、何も変えんと、中身も変えんと、町長はそうしたらはっきり言うて、町民から応訴してきたら、とことん、とことん町民をやったるために、勝つためにこの応訴を、今後していくんですか。あんたは住民をどうやって、どんな気持ちでおるんですか、住民の気持ちを。住民かてお金使とんのですよ、自分で。

町長が答えるんやったら、応訴するんやったら我がの金でやったらどうですか。そういうふうにとられますよ。うちには、今これを入れて3件の事件があると、もう尾上町長は裁判が好きな町長やって、世間の人が言っとるのは知っとるんですか、あんたは。これは余分なことですけども、今の部分は削除してください。

その点どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変ね、いろいろと多くお話、質疑をいただいたように思います。そういう中ですね、予算の計上の仕方ですが、別に計画的ということではないですよ。地方自治法第218条の規定に基づきましてですね、前回の予算の調整後に生じた事由について、訴訟費以外にも補正を要する費用もあると。

だから、所要の総額をしてるということで、隠したわけでもございませんので、総務費があつて、総務管理費があつて、一般訴訟費があるということも、記載させていただいておりますので、議員の皆さんには十分、何の目的のものかということ、ご理解いただいていると思いますし、説明でもそのようにさせていただきました。

それと、この判断についてのことも、少しお話をいただいたように思います。勝つのか、

負けるのかという話なんで、これはですね、私、そもそも最高裁判例の事例をですね、一般廃棄物処理計画に基づいて、こういうことをやったという判例がございます。ですから、そういったことで、我々としては、それに基づいて、また、他の市町の実情に基づいて、不許可とさせていただきます。

そういう中、第1回ですね、口頭弁論も行われたわけなんですけど、その中の裁判長もですね、被告の提出しているような、平成16年1月15日提出の中に、最高裁判例と事案が似通っているというご指摘が、裁判官のほうからございました。

それで、原告がそもそも、つまり町を訴えた方に対して、原告がそもそも最高裁判例が間違っているというのか、あるいは、最高裁判例を前提としても、本件許可要件を満たしているというのかというような、裁判官からの申立がありました。そういうことで、裁判官もですね、そういう最高裁判例の考え方を、十分踏まえた上で、許可、不許可の問題を、これから争っていくかということをおっしゃいました。

ということは、我々もですね、最高裁の判例にしたがって、町の許認可を判断していった。そして、他の市町の状況も見て判断したということについてはですね、我々としては、そういうことでやってきたということです。

ですから、行政として、そういった判例も含め、それから、他の市町の事案も含めて、許可、不許可のことを判断したということでございます。

それからですね、これからいろいろ控訴していくかということは、結局、行政長として判断を、いろいろなことをやってきます。そういう中で、住民の皆さんと相手側と、いろいろ話して、我々としては十分話したと思うんですが、相手側がですね、そういう中で、どうしても話の中で納得できないということがあれば、そういう中で訴えられる。訴えられたら、やはり応訴して、自分たちがした判断が正しいかどうかというのを、向こうから法廷の場へ引き上げるんですから、我々としてはその法廷の場で、その許可、不許可が正しかったかという、他のこともですね、やらなければいけないのではないかと、そういうふうに思っております。

それと、もう1遍、話し合いの件に関してはですね、この方は法人で今、裁判になっております。しかし、その前に、個人で申請をしていただいたんです。そういうことで、個人の時にもですね、誠に残念ではございましたが、不許可というものを outsourcing させていただいて、その時にも十分町としての考え方、不許可としてを伝えさせていただいた上で、あえて法人として出された。それで、その法人の中で、我々としては、また、同じような説明

をさせていただいた。

ですから、我々としては、十数回、この方と担当課なり、私も含めて、私は1回ですけど、話もしてまいってまいりました。そういう中でも、ご理解していただけず不許可、裁判という場へいったわけです。ですから、我々としてはそこで裁判をお受けして、我々の許可、不許可が正しかったかどうかということ判断したいんで、そのためには、やはり法廷という独特の場でございますので、それらにサポートしていただく、そういう弁護士のお力をいただきたいということの86万9,000円でございます。

それから、あとの部分は、副町長に答弁いたさせます。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

平野議員のおっしゃる判例というのが、ちょっと私ずれているかもしれませんが、多分おっしゃりたいのは、私どもが阿久根市の例として紹介させていただいたことかな思うんですけども、それは、阿久根市のほうで、許可業者というのを決めておりまして、それ以外の参入をさせないという制限条項をつくっておったんですけども、それを外しまして、1件新規業者を認めたと。そうしたところ、既存の業者から裁判を起こされて、その是非が争われたという件ですけども、それは、一般廃棄物の処理計画のほうで、その参入の制限というのを外したという、その手続きを踏んでいましたので、参入はOKだという結果が出ております。

そして、要はどの件に関しましても、廃棄物処理計画に合っているか、合っていないか、その計画の内容と合っているかどうかというところで判断されていますので、私どもは既存の業者で処理ができるという計画を立てておりますので、それに沿っているという判断で、今、処理をさせていただいているということです。

中本衛議長

平野倅規議員。

16番 平野倅規議員

なんや私は弁護士やないで、わからんけども、町長、今回さ、もしも仮に、この一般訴訟費が否決された場合、また、今度いつ頃また出される予定なのか。とことんやっていくというような姿勢を垣間見たんですけども、その1点と。

立派な、今、言うような立派なさ、答弁書を町の職員が書かれたのであれば、弁護

士をどうのこうのとか、この意見書案を作成してもらう、限りがないんじゃないですか。誰が、課長らと、課長補佐らが書いたんやろ、これを。なあ課長、井谷課長か。あんたら、そういうふうなものを書いてさ、立派な答弁書、これ見させてもらたけどさ、立派な答弁書や。専門家の人に、意見書作成する費用の105万円を、これ削除したのは、これ正解やと思うよ。こんだけ立派な町の職員はおるんやで、弁護士的な。今後、これからもこういうふうな課で、各課でやしたら、町は助かる。税金がな、裁判費用もね、何千万かけんでもええやろ、これからな。どうですか、その点も、ちょっとその点も、お聞かせ願いたいと思います。これで最後やもんで、もう1つな。

町の職員は、課長は、自信はないんか、もう限界やって言うたのは、限界なんやろ。これつくったのは、あんたつくったんやろ、向こうへ、1回の口頭弁論、つくった作成したのは。課長つくったんやろ。名前載っとるや、ずっと課長とかあんなん、あんた弁護士も顧問弁護士も何も相談もせんと、この書類を作成したの。

自分のところのあれやろ。弁護士に頼んで書いてもらたんやろ、これは、顧問弁護士に。あんた書いとったら、町の職員やめて弁護士にならなあかんわ、な。そういうふうなものを隠して、限界やもんで、これまた応訴、応訴したいもんで、してくれというのは、こういうふうなものを出してくる自身が、町長、あんたも議員しとったからわかるやろ、議員の議会というものの重要性というのを。口では何とも言えますよ。言えますけども、やっぱりちょっと心得やなあかん。私はそういうふうに思います。

多分これは修正案、また出てくるような可能性がありますので、どうぞ、その時、またお話はさせていただきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、今回ですね、否決されたらどうするかということですが、勿論、これはですね、議会、大変重要なことですので、こうやって提案させていただいて、ただただ、ひたすらお願いするだけでございますので、まず今回ですね、最終日まで、どういう形になるかわかりませんが、是非ともご可決お願いしたい、以上でございます。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

いいですか、ちょっと答弁書の件を、お話をさせていただきたいと思います。

答弁書につきましては、予算をお認めいただけませんでしたので、職員のほうで相談して、顧問弁護士にアドバイスをいただきまして、何とか作成をしたというところです。1回目の答弁書につきましては、相手方の主張に対して、争うかどうかというのを単純に、これは争う、これは争わないというところを、単純にお答えするだけでしたので、何とかつくることができましたんですけども、今後はですね、相手が主張してことに対して、反論したりですとか、こちらの主張をより裁判官にわかりやすく説明するようにつくっていかないといけないもんですから、なかなか厳しいのではないかなと思っております。

で、先ほど、町長の答弁でもありましたように、津地裁のですね、裁判官のほうから、私どもが主張の根拠としています最高裁の判例を踏襲するというような、ご発言がございましたんで、私どもとしては、私どもの判断の根拠というのを、裁判所のほうでもご理解いただいてもらったと感じておりますので、できれば弁護士のほうでですね、的確なアドバイス等をいただきまして、早くですね、終結させていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中本衛議長

平野議員。

16番 平野倅規議員

先ほど、私が質問した中で、今後、当初予算で、また、この裁判は続けていって、また当初予算で、また、この予算を認めていただきたいと、今後、そういう議運やっていくんかどうなのかということの質問に対してのね、それを回答、まだもらってないんです。ちょっとそれで、ずっと、それでこの裁判は勝訴するまで、やっていくんかと。その2点ちょっと答弁不足ですので。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁はさせていただいたつもりなんですが、まず今議会ですね、どういう結果が出るかもわからない中で、次どうするかということはですね、控えさせていただきたい。ただ私としたら、この議会で認めていただきたいという話でございます。

それと、勝訴するまでやるのかという、裁判のことでよろしいんですかね。裁判のことにつきましてはですね、我々は先ほど最高裁のことも参考にですね、させていただきました。

そういうことからするとですね、我々としてはこの不許可というのは、最高裁判例や、他の市町の判例に基づいて、不許可ということを出させていただきましたんで、やはり我々が出した許可というものに関しましてはですね、正しいものであるという信念の基で、裁判は戦っていきたくて、行っていきたくてということです。

許認可ですよ。不許可ということをしたんで、そういうことでございます。言葉を訂正させていただきます。

中本衛議長

他に質疑される方、5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長、前回ですね、私、質問した時にですね、今、訂正されたでしょう。その業者とですね、1回しか会ってないって、この前の、当選されて、13日に全協ありましたわな。その時、あなたは、あれは2回だって訂正された全協で、本会議で訂正せなあかんよ。今、2回って言ったでしょう。僕は何回会ったんですか、頭へ入っておらんやで、言ったやないか、ここで。前回の時に、あなたは2回とおっしゃったの、ねっ、それを訂正したの、全協で。本会議で訂正せなあかんやないか、こんなものは。当たり前のことや、これは。せなんだっけって、それから本議会はないやないか。それが1点と。

議長。まあ何にも考えておらんやで、それ。あなたのおっしゃる真摯だとか、聞いておらんあかんやないかい。真摯だと、ほいって何だよ。真摯だとか、謙虚だとかいう言葉が踊ると、この原因をつくったのは、私はね、この原因をつくったのは、誰ですか。この原因、訴訟に至った原因をつくったのは、誰だと思っただけですか。それを1点、確認します。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

2回と言ったのは、確か、追加議案の時に、2回という話を、私、課長がですね、持ってきた資料を読み間違えて、私は最初1回と言わせていただいて、私が合っていたんですが、その時、2回と言って、それ全協で訂正させていただきました。

それで、その全協の後で、臨時会がございましたので、私はその時に、答えたと思っていたんですが、もし答えてなかったとしたら、2回と言ったのは間違いでございまして、1回でございます。これ、そういうことは訂正させていただきます。私としては、臨時会の冒頭

で言ったような気がしたんですが、申し訳ございません、はい。

そういうことですね、この原因となったのは、我々は話し合ってきて、業者の方とですね、いろいろと話し合ってきたので、私たちの説明しているものを理解していただけなかったのが原因ではないかと思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

行政の説明を、業者の方が理解しなかったのが原因だと。そうすると、原因は業者にあるということですね。その辺の確認が1点と、もう1点はですね、私たまたまですね、この土日月でですね、熊野と新宮へ行ってまいりました。

そこで、領収書を見ました。領収書は、ここも3つになつとる。だけど連番を打ってない。それで、ちゃんとした領収書や。その領収書もですね、言うたら行政が発行しとる領収書ですよ。そこには、領収書の中に、汲取料いくら、何々いくらという請求書的なものを書いてある。

ここの領収書はですね、だいたい千円単位ですよ、領収書は。だから、町民が皆高い、高いと言つとる。だいたい向こうだったら、百円単位まで書きますよ。確かにレベルでどんで取ったかということはわからん。推計じゃないからね、バキュームが。だけど、それはある程度の目安でもってやっておるといことです。

これね、負けますよ、おそらく。町の管理がずさんなんやから。要するに、裁判いうのはね、ボクシングのいわゆるそのとこへ立っていくまでにですね、本当に真実を述べなんだらですね、負けますよ。だいたい領収書そのものがずさんなんやから、そうでしょう。これは町が発行して、町の領収書を買うか、連番にせんことにはですね、管理できんでしょう。これ熊野市もやっています。新宮市も。こんなことしとつたらね、そういう勝った判例ばっか見てね、あなたたちは自分のつくったものをですね、楠井さんに見てもろて、吟味してもろて出したわけでしょう、応訴して。

私の知つとる人間はですね、最高裁までいきましたわ。自分でつくって、負けたけどね。それは、その都度、弁護士にその自分の準備書面を見て、吟味してもらっておりました。だから、町のですね、町民が結局怒つとるから、こういうのが、陳情書も出てきたんでしょう。これは請願が上がってきたら、どないなんの、これ。戦って勝てるというね、違法はないと思うよ。負けた場合、どういうふうに責任とるの。最悪のシナリオも考えやなあ

かんよ、あんた。勝つことばかり考えておったら。

町民の要望として起こってきたわけでしょう。だから、尾鷲市よりも倍も要らんけども、倍近く高いというのが、いわゆる住民の声です。ちゃんと聞いておらなあかんで。そして、いわゆる何ていうんですか、収集計画も目茶苦茶やと、盆まで取ってくれ言うたら、盆まで取れんから9月になるとか、そういう話も聞く。

けども、尾鷲市においても、熊野市においても、Aブロックは何日から何日までに取りますよという、そういう収集計画もあります。今は電話で対応して取ってくれるかどうか、そこにコネクションのある人は強いですわな。私もちょっとコネクションあるんで、便宜計らってもらっていますけどね。これ言ったら、あんた負けますよ、私。要するに現実の問題が出てきたらですね、裁判で負けますよ。どんな弁護士が付いたって。真実が出てきたら負けますよ、これ。

それで、だいたい応訴すること自体、間違っておるわさ。もうちょっとよくですね、僕が言うたでしょう。取り下げてください、よく相談してですね、やるのが筋じゃないんですか。あなた住民の目線というけどね、これこそ住民の目線じゃないか、これが。目茶苦茶目線や。ねっ、笑とったらあかんで。私らもこれで、さっき平野先輩が言ったようにですね、針のむしろや。ねっ、なんでこんなものを応訴すんの。裁判ばっかして、何もメリットあらへん。

別にやってですね、それで利用計画がとれなんだから。もう1つ言いましょうか。質疑やないかい。合特法ということも、あなたはおっしゃった。合特法の問題なんか、あんた知らんわい、こんなもんは。その業者は他の、言うたらさ、何て言うんですか、建設業の許可は取ってですね、町の指名も受けとるじゃないですか、ねっ。今、何て言うんですか、建設業がですね、自然淘汰されておる時代にですよ、まだ言いたいこと、たくさんあるよ。あんたそんなこと出てきたら、絶対負けるで、これは。私は絶対負けると思う。副町長、あんたも実態知らんでね、県におって。県の人らはね、下を全然見てない、上ばっか見とるんさ、ねっ。

だから、行政というのは、下を見て、上にせなんだから、町民の安心・安全なんて、あり得んのです。そういうことを含めて、町長はこんな予算だけで済まんわさ、これ。高裁、控訴、上告、最高裁までいったら、ずっと続いてくるよ、これ。それに、損害賠償も出てくる。お互いに話し合ってますね、もっとですね、膝を突き合わせてするのが、行政の施策じゃないの。十二分にもわかってない。何で、ここまでやろうとするんか、わかるけど

ね、これは、やずもわからんで、あなたの姿勢わからん。そんなぐちゃぐちゃぐちゃつと
言うたこというたって、あかへん。実態のものを把握せなあかん。

そうすると、今は向こうが訴えてきたもんで、原因を確認しますよ。原因は向こうが訴
えてきたもんだから、否認したことに対して訴えてきたもんだからやるんだと。原因は向
こうにあると思っているわけ。その辺の答弁。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どちらに原因があるということではないと思います。私、業者の方に原因があるとは思っ
ておりません。それぞれの思いの違いから、こういうことが起きたんではないかと思ってお
ります。

それとですね、今後の一般廃棄物処理計画及びこういったサービス等についてはですね、
これから領収書の件、今おっしゃいました。そういうもので、よりこうすれば利便がいいと
かですね、証明できるものがあれば、業者、町のほうからもですね、しっかりと、そういう
ところの対応はしていきたいと思っております。

それと、1点、尾鷲より倍高いというのはですね、議会でテレビに映っていますので、1
つ倍高いっておっしゃったですが、控えさせていただきまして、そういうことはござい
ませんので、訂正していただかないと、町民のほうもですね、誤解をされると思いますので、
私のほうからさせていただきます。

それと、いろいろな裁判の中につきましてはですね、これから他の裁判も一緒なんですけ
ど、いろいろと主義主張がございます。私のほうもございますし、向こうのほうもございま
す。そういった中で、いろいろと主義主張をしていきたいと思っております。

ただですね、許可、不許可の問題につきましては、我々も最高裁判例を見ている中で、や
っぱりそういった最高裁判例に従わないような許可をですね、出すのも大変難しいというの
も事実でございます。そういったことも踏まえての判断でございましたので、向こうの方に
ってはですね、それは納得できないものであったかも知れませんが、我々としてはこう
いった最高裁の判例、他の市町も十分踏まえた上での判断でございましたので、これのどち
らが正しいかということとはですね、議員おっしゃったように、裁判の中でどういう判決が出
るか。我々としては、我々が判断した理由が正しいかどうかということ、裁判の場でしっ
かりと主張したし、またそういったものが、判決がいただけるものと思っております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

先ほど、僕は、倍高いと言ってないですよ。言ってないよ。倍近くと言ったんですよ。倍高いって言ってないです、あんた。あんたは、ちょっと耳鼻科でも行ってきたらどう。倍近く高いって言ったんや。例えば、2万円のものやったらですね、3万7,000円ぐらいですよ。僕は倍高いというわさ。最高裁の判例とか、そんなことばっか言うてですね、あなたこれね、負けたらどうすんの。負けたら自分で責任とるの。負けた場合は、向こうは遺失利益、今、争つとる逸失利益も言うてくるよ。精神的苦痛、それはね、裁判をしようと思たらね、今、法人ですけど、個人ですると、大変ですよ、これは。夜の目の寝やれえへん。第2セクターが第1セクターを訴えるということは、あなたたちは考えとったら、いうたら公金やからさね、簡単に考えとんのや。あなた負けたらどうすんの。執行部は。負けた場合は、どうするの。あんた勝ったことばっか言うとるけども、負けた場合には、そんなもん、あんた、野球でもあんた、巨人が絶対勝つやろ言うとったって、そんなもん、あんたノンプロに負ける場合もあるやないか。負けた場合どうすんの。その辺の腹を聞かせてくださいよ。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういうものは土俵へ上がって、どちらが勝つか負けるかということはですね、これからの裁判ですから、いつもですね、何かあると、議員は責任はとるのか、どうのという、そういう話ばかりですけど、私としてはですね、一生懸命我々は不許可とした理由をお話しながら、勝った負けたというより正当性をですね、認めていただきたいというのが、我々の考え方でございます。よって、責任にもですね、勝った負けた、いろいろなものがございます。そういう責任の取り方もですね、個々において、その程度において判断すべきだと思います。

ですから、我々としてはですね、これも1つの最高裁の判例なんですけど、職務実行時において、職務上、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と処分、雇用を行った場合に限り、その違法性が認められるというような最高裁の判例もございます。

ですから、勝った負けた、そういうこともですね、一つひとつの違いで、その責任の取り方というものがあると思います。ただ私は、今この時点で裁判を行おうとしてやっている中

で、負けた時の責任を、今の段階で言う気はございません。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

政治家というのはね、情熱とね、情熱と責任感とね、実行力ですよ。それを責任を持たんようなリーダーはね、リーダーじゃない。あんた最高裁のことばっかり言いよるけども、いろんなもん出てきた場合にはね、議長、我がのええことばっかり言うんやで、こんなもん。いや、真摯でも謙虚でも何でも無い、傲慢や。注意してください。

中本衛議長

瀧本議員のお言葉はお言葉で、私自身も肝に命じ、執行部にも議事運営がスムーズに進むように、今後十二分に注意しますので、その点でご配慮ください。

中本衛議長

北村議員。

18番 北村博司議員

先ほどですね、瀧本議員が倍近く、で、町長は訂正してください。みんなテレビで誤解しますよと言ったね。ある種の反問ですけども、訂正要求されて、そのまま何の処理もされていませんが、議長、何らかの処理が要るんじゃないですか。訂正要求したんですよ。

それで、瀧本議員が受け合わなんだ。議長、何らかの処置が要ると思いますよ。

中本衛議長

先ほど、町長の答弁では、2倍ということ瀧本議員が、2倍に近いという、言うたら、そういう質疑でございましたので、その点は、町長が言うたら、言葉を訂正するということとございましたので、それで、よろしいですかね、町長。

尾上壽一議長

いえ、訂正するとは言ってません。

18番 北村博司議員

町長は訂正要求したんです。

中本衛議長

ああそうやった、反対やね。町長が訂正要求したけども、瀧本議員さんの言われたのは、倍に近いという、そういう質疑でございましたので、その点についてどのように計らいま

すかということですね。そうですね。私は、瀧本議員さんの言うたとおりで、ええんじゃないかと思います。その分を町長は確認し、どう取るかご返答願いたいと思います。倍近くで、町長よろしいですね。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、倍と聞きました。例えばですね、これが倍近い、倍でもいいと思います。しかし、議会で言う限りはですね、例えば倍なら2万円のものが4万円ですと、それが3万7,000円ですと、何も示さずにですね、そういった金額を言うこと自体ですね、きちっとした議会での質疑ではないと思います。

中本衛議長

町長、やっぱりね、町長、今の質疑の中で、倍近くという言葉に対して、金額うんぬんは言いましたけども、町長はね。ただ倍近くという言葉自身が、そのまま生きておりますので、それを訂正せよということは、いかがなものかと思うんです。それで、その質疑に対して、やっぱり柔軟に町長自身も対応していただかないと、これから議事進行していくのが大変なことになりますよ。

尾上町長。

尾上壽一町長

議長よろしいですか。議長に対して、訂正してくださいというのは、倍と倍近くのところでですね、訂正してくださいと、私は言ったわけですよ。倍と聞こえたから、倍、それで、それは倍が、倍近くであっても、倍であっても、それはおかしいんじゃないですかって、そんなに差はないですよというのが、まず1回目の私からの瀧本さんにお返しした言葉だったと思いますんで、はい。瀧本議員、申し訳ございません。ということだったと思いますんで、その倍。

中本衛議長

北村議員。

18番 北村博司議員

あのね、倍であるか、倍近くでなしに、きちんと根拠を示してくださいと言っとるわけですよ、町長はね。これは明らかに反問です。今の質問の根拠を示せというのは、反問権の基本的な。議長は、当町議会は、まだ反問権を認めていませんので、議長は議事進行、

ちょっと注意してください。反問権を認めてないはずですよ。反対がほとんどじゃなかったですか。

中本衛議長

北村議員の言われるとおり、反問権は認めてないので、町長にその分を注意させます。

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。反問権にあたるんだったら、その部分は訂正させていただいて、お詫びさせていただきます。はい。

(「了解」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今のね、議長、そのさばき方、ちょっとおかしいよ。要は質問するのにさ、倍近くだとか、それは町長の言うのも筋通るわ。答弁はそんなら倍近くは、そんなら2万の倍は、4万ときちんとした答え出すのか。近くだったら、3万9,000円、それはそうでしょう。それを言葉のあやで一々議長、あんたこれを発言を取り消すかどうかという、何ですか、議事進行を受けて、一々みんなに諮らんような問題でもないでしょう。こんな言葉尻つかってですよ、恥ずかしいですよ。町民の皆さん皆見とる中で、言う議員もおかしいわ。また、言う議員は前の議長ではなかったの、前議長じゃ。あんた反問権、反問権って、反問権って、また聞き飽きとんだ俺はもう。ちょっとおかしいよ、ちょっとそのやり方は。質問するのもおかしいわ。これそういうことを言うだったらな。だから、そんな一々それをきちんと四角四面のようにやれやれと言うんじゃくてさ、やっぱりそこはある程度の幅も利かせて、議会運営やっていかな、四角四面の中やったら絶対できんよ。私はそう思います。

中本衛議長

入江議員の議事進行でございます。待ってください。やっぱり皆さん議員それぞれに考えもあって、それなりの質疑もし、それなりの答弁もいただいております。そこらが議会の皆さんの権限の中でやっておるわけでございますので、どうかその点も配慮しながらですね、議会の中の運営を円満に進められるよう、皆さんなりがご協力いただきますように、これだけはお願いたします。その言葉のあやがいろいろあろうかと思いますが、その点も議員、また執行部の人格として、今後、取り扱っていただきたいと思っておりますので、よろ

しくをお願いします。

15番 川端議員。

15番 川端龍雄議員

謹聴してましたけど、どうも横へ逸れたような感じで、実はね、今度出た、86万9,000円
のね、この内容、明細をちょっと詳細にお答え願いたいのと。

一番、やはり町長の答弁、また今回、残念なのが、何と言っても、やはり2回も否決さ
れて、議会の議決の重さというのが、町長はわかっているから出したって言うけど、わか
っているから出したというのは、大変これは重いことですけどさね、この議決というのが、
町長、大変重いんですわ。この議決されたのを、この90日の間に、3回目も出すというこ
とはね、これは一事不再議じゃないからって、そういうことを使うということがね、常識
的によいもんかと、これは大変、非常識に近いと思います。我々この議決した、この議会
のこの下の重みがないと、根幹から崩れてしまうと、本当に町長は前回は、私はそのよう
な一般質問でもしましたけどさね、重いというけど、本当に重い感じがしてないんですわ
ね。

それで、先ほど副町長は、紀北町の条例ですか、規則ですか、それにおいて進めている
というふうなお答えもありましたけどさね、この今の裁判のね、許認可ですか、そやけど、
それがその許認可が、もしも今であってなければ、それは改正したらよろしいんですから
ね、そういうことも、十分できますし。それから、私、聞くことによりますとね、今回、
紀北町、今、訴訟に応じるとのまったく同じので、行政が負けたと。おそらく副町長も
調べたら、ある判例を知ってると思うんですわ。

それで、その高裁へ、名古屋高裁です。行政が訴えたら敗訴したと。これと、ほとんど
同じような例やということも、私は聞き及んでいます。行政から見たら、やはり町側の何
らかの勝訴の判例を出しますけどさね、まったく同じことでも、そういう町側と反対の例
も出るということを、副町長おそらく知つとると思います。その例があるのを。調べた
らわかるんですからね。そういうことも、一応言っておきます。

それとね、やはり、先ほどいろいろ町長がね、受け入れるまで、これを出すような感じ
ですわね。これはね、町長、まったく町長の強権ですよ。もう1つ言わすんなら独裁です。
自分が気に入らなんだから、気に入るまで、それをさね、徹底的に、その瑕疵がなかった
ら、そういうことをするっていうことは、先ほど、先輩議員から、前の議員からいろいろ
言うとるけど、これがホンマに針のむしろで、踏み絵を皆議員に踏ますと、何度も、まし

て先ほど、今言いましたように、来年度の選挙のこともありますからさね、これは我々議員も住民もいろいろ注視します。

そういうことをね、町長はそれで、一番はじめに、この行政のあれですか、町政運営の基本方針で、冒頭にすべては住民目線、住民のためって、最後も締めくくってありますけどね、この問題は、住民からいろいろ署名をいただいてさね、多くの住民が賛同した。それを、町長はその行政の条例、規則に準じてやっておるとか、先ほども言いましたけど、ちょっと変えたらよろしいんじゃないですか、今のを。住民の目線でやったら。

まったくそれを無視して、まして県から来とる副町長はさね、このコソコソして、一部議員にさね、説明不足やということで、回った。そういうふうな姑息なことをしないとね、堂々とやはり住民目線やったら、住民が納得するような言動と行動をね、町長、一致していただきたいと思います。

そういうな、これは住民が皆知っていますからね、そやから、そういうような町長、この議会をね、ないがしろっていうんか、弄ばないでね、もう少し真摯に、議会と対峙、また、お互いにさね、町政の発展のためにやっていただきたいと思いますけどね。先ほど、皆質問しましたが、この公金を、こんだけのいろんな公金をさね、町長は、無駄って言いませんけどさね、簡単に使おう、使おうとしとると。町民の痛みも苦しみもね、考えていたら、なかなかできない問題だと思いますけどさね、まずその辺、町長お答えいただきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃったように、議決というのは重いものでございます。私どもといたしましてもですね、何度も何度も出すのは、大変辛い中でございます。そういう中で、我々といたしましては、先ほど申し上げたように、これからの裁判を行っていくにはですね、大変職員だけでは厳しいものがございます。

ですから、今回、できましたらお認めいただきたいということで、今日、一生懸命ですね、説明をさせていただいておるつもりでございます。また、針のむしろというのはですね、議員も、くしくも次回の選挙ということで、お話をいただきました。十分その気持ちもわかります。それは何故かというと、私自身ですね、この裁判の費用の問題の真っ只中に、選挙を行ってまいりました。そういうことからすれば、皆さんの気持ちがわからない

はずはございません。

ですから、そういうことをあくまでも裁判の費用ということでお認めいただいて、我々の主張をですね、主張させていただく場へ行かさせていただきたいと、そういうことで、思いますので、住民の皆様の一般廃棄物処理計画につきまして、これについてはですね、今後いろいろな考え方もできようかと思いますが、この今の判断は、申請があった時点での許可、不許可の問題でございますので、その辺はですね、十分、議員にはその一般廃棄物処理計画の問題もあろうかと思えます。

しかし、その時点での判断についての今、裁判となっておりますので、そこら辺もご事情をお含みおきをいただいてですね、お認めさせていただきたいと、そのようなことでございます。

中本衛議長

町長、条例を変えたらという質疑です。

尾上壽一町長

一般廃棄物処理計画と言いましたけど。

中本衛議長

そういう質疑があったんです。変えたらどうかと。

尾上壽一町長

一般廃棄物処理計画のこと言うたですね。一般廃棄物処理計画はですね、その時点での話ですので、その時点では生きております。しかしですね、今後、処理場の問題もございまして、そういった中でですね、また議論して一般廃棄物処理計画というのは、大きな変化があった時には見直すようになっていまして、また、その時はですね、どうするかというのは、また一般廃棄物処理計画の中で述べさせていただきたいと思えます。

中本衛議長

副町長、判例の件がありましたら、ご答弁お願いします。

下田副町長。

下田二一副町長

判例の件でございますけれども、ちょっと議員が直接思われているものは、私ちょっと把握しておりません。先ほど、平野議員の時にお答えさせていただいた判例は把握しております。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

明細につきましては、井谷課長のほうからお答えさせます。

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

一般訴訟費の補正額86万9,000円の内容を説明させていただきます。

まず8節・報償費は、口頭弁論打ち合わせの際の弁護士日当として12万6,000円。9節・旅費は、現地打ち合わせのための弁護士の費用弁償として1万6,000円。11節・需用費は、口頭弁論の際に利用するマイクロバスの裁判所までの燃料費として6,000円。12節・役務費、62万円は裁判弁護士着手金の51万5,000円と、訴訟にかかる事務手数料が10万5,000円でございます。13節・委託料1万8,000円は、裁判所へのマイクロバス送迎業務委託料で、14節・使用料及び賃借料8万3,000円は、打ち合わせのための会議室使用料として2万1,000円と、高速道路通行料金1万2,000円、マイクロバスの賃借料5万円でございます。以上で、説明終わらせていただきます。

中本衛議長

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

議長、その前にちょっと執行部に注意してください。私、質問しとんのが、再度、この議席でさね、副町長やとか、課長とか、次々、次々言わなあかんのに、誰かチェックするかね、どうですか、副町長、えらい機嫌悪いけど。機嫌直して、よい答弁願います。今は議事進行として。

中本衛議長

議事進行として、私から副町長に、答弁求めます。

副町長。

下田二一副町長

きちっと受け答えができず申し訳ございませんでした。

中本衛議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

副町長、先ほど言った九州のね、前、初めに言った例以外は、把握してないですか。名

古屋高裁でね、そういうような例をね、おそらく普通やったら、副町長は知っていると思うけど、やはり、負けた例は言いにくいですからね。やっぱりそういうことがね、あればね、大変なことですよ。この今、何もわからんとさね、そういうようなことも調べてないで、これを、やはりすることにはね、やはり町としてもね、やはりこれ今後、暗たんとしとるとは思いませんけどさね、これはやはり公金を使ってするんですからね、もう少し、二度も否決されて、まだその前に、いろんな委員会で採択されて、議決もされとるんですよ、この請願もね。陳情書ですか。その重みもね、もう少し、これはやはり町長、住民の目線とか、すべては住民のということはね、使わないでください。空々しいですわ、これを。住民がこのような一生懸命、署名したのでも、それも無視するんですからさね、やはり、そういうようなね、言動と行動が、一緒にならんようなことはね、寒々しいですからね、本当に。これは、住民が一番、段々、段々わかってきますからね、やはりこういうのはね、議会のね、本当に根幹に関わることをね、是非、今回は出ましたけど、是非、改めてね、何か違う方法でね、町長、いろんなお考えになるのは、副町長、総務課長、皆さん、立派な頭のいい方がおりますからさね、違う方法で考えていただいて、我々議員を安心じゃなくて、これでは我々住民の代弁者ですからね、その辺のことも十分議決は重いというなら、考えていただきたいと思えますけど、町長どうですかね。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、私すべては住民目線で、すべては住民とともに、これは今回も、11月13日から新たな任期にさせていただいておりますが、それに関しては、今後も続けていきたいなと思っております。

それと、この部分について、いろいろですね、議員との行き違いの部分もあろうかと思いますが、私どもとしては、やはり、そういった住民の気持ちもですね。十分踏まえた上で、議会のですね、請願に対する、陳情書に対する意見ですね。業務の改善にあたっては、現場の実態把握に努め、必要に応じた改善策を講じること。こういうご意見をいただいておりますので、それらにつきましては、先ほどの領収書の問題も含めてですね、一生懸命考えていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

他にございませんか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

休憩動議ですね。

中本衛議長

ここで、暫時休憩をします。3時35分まで。

(午後 3時 21分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午後 3時 35分)

中本衛議長

質疑をされる方はございませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

前議長さんは、ええわ。反問権の話になっていくで。

3点ほどね、町長、住民の皆さんもわかりにくいかなと思うし、また、他の議員さんも、僕は前回、この予算が出てきた時に、反対討論をさせていただきました。それで、その時から何らその行政サイドのほうが、進展がないように思われるんですね。

まず、おかしいな、間違っておるなという点を、3点申します。まず1点は、今回の原告側ですね、新たにこういう一般廃棄物の許可をもらいたいという申し入れがあった時の話し合いが、まず1回しかなされてないのは、ちょっと問題かなと、こう思われます。それが、1つ。

それから、2点目はですね、最高裁の判例を基にですね、最高裁で決まったことを、私は許可するわけにいかん。簡単にわかりやすく言うと、このようないわゆる過去にも争いはあったけれども、最高裁で町側が勝つとるんだと。だから、そういう過去の判例に基づいて、私は、

今回は業者の申し入れを却下したんだと。このように聞こえたと思うんですが、これは前回は申しあげましたけども、九州の阿久根市じゃなかったですか、町長。そういう判例があったのは。これはどういう判例かという、うちと真逆の立場だったんですね。うちは業者から、再度、許認可いただけませんかという申し入れがあった。

そこで、阿久根市の場合は、いや新たな業者を受けるのであればですね、いわゆる一般廃棄物の処理計画を見直さねばならん。見直した上で、住民が望んでおるのであれば、この処理計画を見直そうと、見直して申請を受理した。その受理したことに、不満を感じたのが、既存の業者ですよ。そこが訴えてきた。それで、最終的には町が勝訴した。いいですか、ということは、うちの場合と全然、真逆ということ、前回にも申しあげたんですがね。このことをもう一度申しあげておきます。

3点目はですね、2度にわたって、住民の皆さんの合意で、もう一度業者と話し合っほしい。そうすれば、相手も訴えを取り下げるであろう、だから、今回の予算を認められませんということで否決されたわけですね。議会の議決は、住民の合意ですわな、町長。この質問の中に、これ入れておきますよ。

議会の議決は、住民の合意である。私は、このように思っております。ですから、自分の意見が通らない場合であっても、やはり、これはいたし方ない。決まったことには、全力でまた協力していこうと。このようにしてやってきておるし、また、これからもやっていこうと思っておるんですが、例え議会の議決であっても、私はこう思うんだからって、ごり押ししていくのはいかがかかと、こう思いますね。

私は、前回に、紀北中学校の問題の時に、奥山町長時代にですね、長島高校を紀北中学校とするんだということで、当時の9月議会で議決したんです。10月の町長選挙があった。ところが、9月議会の議決の時には、尾上町長は、その時、議員さんでしたね。当然、あの時、尾上町長は、尾上議員さんであった頃はですね、反対のほうでしたね。

でも、議会の議決は、紀北中学校は長高に置くんだということに決定したわけです。これは議会の議決ですね。それで、10月の町長選挙が終わった後、9月議会では、そう決まっちゃったけど、私は町長になったんだから、建てるんだと、こうおっしゃった。その時にも、僕は申しあげた。議会の議決はですね、やはり町長が変わっても、これは法律なんです。条例と一緒になんですから、守らなくてはならんのではないですかと、こう申しあげたけれども、変更になってしまいましたね。

だから、議会の議決ということが、この問題点の1、2、3つ目が、僕は今回のこの議題と

は違って来るんですけれども、最も重要なポイントでないかなと思っております。ですから、この1つ目の話が足りなかったという点を、町長はどう考えておられるかという点。2つ目の最高裁の判決が、こうであったと、こうおっしゃいますけれども、それはうちの場合とは、真逆でありませんかという質問ですね。もう1つ、3つ目ですけれども、議会の議決というものは、私は住民の合意と、こうみなしておるんですが、その点、町長はどうなんでしょうか。この3点をお尋ねします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点目の最高裁のお話なんですけど、先ほど、お話があったように、阿久根市のお話だと思いますが、話し合いね。話し合う、私が一度、そういう話し合いしましたけど、担当課とはですね、十数回お話をしています。そういう中で、以前申し上げましたように、個人も申請された。それから、法人に変わってからも申請されたということで、その中の書類のやり取り等でも、十分そういう回数は話し合っておりますので、私は1回であったということでございます。

それと、最高裁の話と、もう1点の阿久根市の話、これはちょっと副町長の方から答弁させていただきます。

それから、議決はですね、おっしゃるとおり、住民の皆さんの代表である議員の皆さんの議決でありますので、大変、重いもんだと思っております。そういう中でも、1点はですね、議員必携にもございます。一事不再議の原則、それからですね、事情変更の原則というものがございます。そういった中で、紀北中のことは、あえて触れませんが、そういった中で、今回の場合、事情変更の原則とかが起きたということは、口頭弁論ということがですね、間に挟まれて、大変大きな変化もあったのではないかとということで、こういったことで、まず前提条件が、今までの不許可の理由が明確でないとか、法的根拠を具体的、具体性がないというものを、準備書面、口頭弁論に提出した準備書面等でわかって、ある程度、私のほうとしたら主張させていただいたと、その裁判の文書の中でですね、こういうことを議員の皆さんにお配りもさせていただいたんで、議員必携のですね、事情変更の原則というものにも、当たるのではないかなという思いがございます。

それと、阿久根市のほうは、副町長からお答えさせていただきます。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

阿久根市のほうの裁判は、詳細に、私も存じてはおるわけではありませんけれども、あちらのほうも、計画のほうを変更して、新たに業者を一業者、許可したということでございまして、その前提となる、やはり業者を増やさなくてはいけないという理由が、大きな理由があったから、その変更をされたんだと考えております。

そういう計画の変更の必要性があって、なおかつ、その計画に沿った処分がされているということが認められているのかと思っております。ちょっと私どもの紀北町の状況と、一致するかどうかと言われますと、ちょっとわからない部分がございます。

中本衛議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

わかりにくい答弁でしたんで、私なりにとりまとめて申しますと、まず1点目の話し合いが足りなかったのではないですかという質問に対して、町長のお答えは、足りませんでしたという答えはいただけませんでした。一度しかしていませんという答えをいただきました。私は当然、足りないのではなかろうかと、当然、職員の方も一生懸命して下さったのはわかりますけれども、やはり、このような誰が想像しても、将来、争いに及ぶであろう問題点をですね、職員の方々だけの責任にせずですね、やはり長たるものの、もう少し前向きな対応が必要であったのでなかろうかなと、こう私は第1点の質問につきましては、このように思います。

それで、2点目の高裁の判決、町長がおっしゃっておられる、その高裁でも前例がありますというのは、阿久根市の問題でございまして、これは、この資料は執行部のほうから出させていただいたものを、私が読ませていただいたのですから、間違いないと、こう思っております。いわゆるうちは真逆のことであるよということですね。

いわゆる一般廃棄物処理計画を見直しを立てて、業者の申し入れを受けたと。それが、住民が望んでおる決断であったと。だから、そうされたんだと思いますよ。ただ、今、副町長がおっしゃったように、一般廃棄物処理計画書を見直す必要があるのか、ないかの判断につきましては、これは、それぞれの人それぞれですからね、考え方が違うかと思えますけれども、これだけ数百名の方々の署名が上がってくるということは、これは安易に受け止める問題ではないのではないかと、私はこのように考えます。

そして、議決に関してはですね、やはり町長もおっしゃいました。議会の議決は、当然、住民の議決であると受け止めますと、こうおっしゃっていました。ということはですね、これもう少し重く受け止めていただかないと、これは議会、この18名だけじゃなくして、住民目線とおっしゃっておられるのにですね、ちょっとこれは住民軽視と言わざるを得んのではないかなと、こう思うわけです。

私は、教民ですので、この点を述べてですね、町長、もう一度、簡潔にお答えください。3点目だけで結構です。議会の議決という点につきまして。

それと、僕は前回にもお願いしたんですよ。裁判せずにですね、例えば、両者の原告の方を呼んでですね、もう少し待ってくれと、もう少し、現状把握して、一般廃棄物処理計画を見直し立てる。それまで申し入れを待ってくれませんかと言えばですね、それで、処理計画を見直すか、見直さんかわからんでしょう。もう一度、今の処理計画の現状を見直してみるのですね、いったん、引いてくれませんかと話し合いされればね、裁判にならんでいいやないですかと、僕はお願い申し上げたんです。

というのは、前回にも、リサイクル問題でね、長い裁判を争いました。結局、町側が負けたんです。じゃあ、その業者の方がですね、今、その事業をすればいいじゃないかと、こうおっしゃる方もおりますけれども、事業というのは、その時の時代の波に乗らなければ、なかなかできないのでありましてね、この今回の問題につきましても、今がこの波に乗ると時やもしれません。

だから、町の中で1つの業者が育とうという時にですね、もう少し慎重な審議がされるべきではなかったのかと、こう思うわけです。その点をお尋ねして、僕は終わります。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一度しか、話していないという中でですね、原告となられる方とは、いろいろと説明もさせていただきました。その経緯もございしますが、見直し、その業者の方とのお話し合いについてはですね、なかなか私お会いした時も、そういった話し合い、許可を出すか、出さないかというようなお話の中がございましたので、なかなか難しいなと感じたのも事実でございますので、そして、その一般廃棄物処理計画を見直すかどうかということについてはですね、今後の課題とは思いますが、その時点では、人口減の中で、見直さなければいけないのかという方向性は見出していなかったのは事実でございます。そういうことで、

今後、そういった内容につきましてはですね、裁判の中で、いろいろとお話はしていきたいなと思います。

中本衛議長

よろしいですか。

次、玉津充君。

8番 玉津充議員

私もこの一般訴訟費の関連で、この86万9,000円という金額について、お尋ねします。先ほどですね、課長のほうから、この86万9,000円の内訳、口頭弁論費用、その他、何項目かあげられていました。

しかし、この86万9,000円という、この数値自体がですね、前回、一度、我々の議会で否決されとるわけですね。そして、その後、町長が今おっしゃっておられますように、その後で、口頭弁論があった。そして、状況が変化したから、また、これをあげたという、町長、それも間違いはないですね。

それならば、いわゆるこの86万9,000円というのは、その口頭弁論が行われる前の金額なんですよね。そして、まず第1回の口頭弁論が行われた。そしたら、幾分かの費用はですね、この86万9,000円から引かれると思うんですね、常識に考えて。

だから、この補正予算に上がってくる金額というのは、86万9,000円じゃなくって、もっとシビアに計算してですね、1回目の口頭弁論が終わった分だけは、差し引いて、上程して当たり前だと思うんですが、何で、この86万9,000円、そのままここに上げられたんでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもですね、回数等のことがございます。我々がその当時、臨時会へ出させていただいた部分とですね、これも事情変更がございましたので、その点につきましては、副町長から答弁いただきます。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

ちょっと詳しく説明させていただきますと、前、臨時議会のほうで提案させていただきます

した、86万9,000円は、口頭弁論が2回あるであろうという予想で積算をさせていただいております。

それから、1回口頭弁論が終わりましたので、残り1回かなと考えておったんですけども、実は口頭弁論の期日が1月16日と、我々が予想していたよりも、早い期日に設定されたので、前は11月でしたので、2カ月後に設定されたということは、1月の2カ月後、3月にあるかもしれない、というかある確率がかなり高いということで、やはり2回口頭弁論があるだろうという予想を立てまして、それで、たまたまですけども、前と同じ口頭弁論2回の必要な費用というのを上げさせていただいています。見かけ上、ちょっと同じ額になっておりますけども、そういう事情でございます。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

そうしますと、前回の臨時議会のときに提示された額というのは、目測を誤ったということですね。その解釈でよろしいんですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上寿一町長

議員おっしゃるようにね、我々は今までの裁判のようなスパンで見えていたわけです。3カ月か4カ月に1遍かなと、そういうことで事前に2回していました。それが、だからもう1回ぐらいかな、本来ならそうなるんですね。議員おっしゃりたいのは、そういうことですよね。ただそれが、第2回がものすごく早かったんで、ひよっとしたら3月までに、もう1回あるんじゃないかという思いがありましてですね、2回分ということになったんで、スパンが予想より短くなったと、口頭弁論したことによって、それが、次の第2回が日程が決まりましたもんで、そういう事情変更の中です。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

その辺はですね、うまく説明をしていただかないと、我々一度否決した金額がですね、そのまま上がってくる。これはどういうことだというふうに思うわけですよ。だから、そういうことを、細かく私たちに説明してもらわないと、そういうふうに、余計に不信に思い

ました。だから、いわゆる1回で済むと思っったのが、2回になったと、臨時議会の時はですね、1回で済むと思っったものが、今回、2回になったからということは、臨時議会でそれを認めておればですね、もしですよ、議決しておれば、その1回分のものが、補正予算として、また上がってきておったというようなことになりますんで、その辺は丁寧ですね、私たちに説明してほしいというふうに思うんですが、町長いかがですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。これの見込みもですね、こういうふうに早く第2回があるとは思っておりませんでした。そういった意味でもですね、弁護士ともっと密接に関係のとれる関係になってないとですね、やはり相談しながら、あくまでも簡易な相談業務の中でさせていただいておりました、この予算もですね。だから、弁護士費用を認めていただいて、今後そういう契約をすることによって、もっとそういうふうに細かく詰める、事業も、手段をやっていききたいし、内容についても、もっと細かく詰めていききたいということでございますので、議員おっしゃるとおり、その部分につきましてはですね、我々の見込み違いということでございます。

今後ですね、できましたら、これをお認めいただいて、そういった手違いというか、そういう見込み違いがないようにですね、弁護士の皆さんとゆっくりと話しながら、こういう議員の皆さんにご迷惑かけないような裁判を進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

平野議員。

16番 平野倅規議員

今のね、議長。町長の答弁ですけども、議運に諮る前に、議長が総務課長と、議運の委員長と相談に行った時に、2点のことを、変更の理由を言われたわけなんですけども、私、さっき言うたように、1点が、もう町の職員では、もう限界を感じたという1点と。もう1つは、相手方、原告側は弁護士を代理人と立ててきておると。その2点があるために、この補正予算を出さざるを得んのやというふうなことを、議長が我々に言うたわけですね。それで、今の町長の答弁はさ、全然違うんですね、理由が。全然違う。

先ほど、私が2点言うたやつと、今、言うたのはさ、見込み違いやったんやというふうな話でしたね。それは、議運でもしとるんじゃないですか、あの時、言うたで。そういうことはさ、やっぱり町長、どっちが正しいんかさ、議長、ちょっと質したってください。

中本衛議長

議事進行ですので、私は執行部と、この説明を受けた時には、弁護士を入れて、その専門的な知識を得たいということで、今回この予算をあげていきたいと、こういうふうな説明でございましたので、その時にはですね、説明の段階では、この一般訴訟費ということは、その説明文書に入ってなかったんです。

だから、その文書を入れてくださいと。それでなければ、後で議会は紛糾をしますよと、そういうことでお願いしただけでございまして、そこまでは突っ込んで聞いてはおりません。

ちょっと議事進行ですので、改めて確認をとります。

総務課長。

堀秀俊総務課長

平野議員の今、お尋ねがちょっと僕の思とるのどうかわからないんですけど、議運の時に、私が説明、途中でですね、状況の変化があったというのは、一体どういうことなんやと。あつたんやったら、そこをちゃんとせえというご意見ありましてですね、休憩を挟みまして、理事者と、それから、議長も同席していただいてですね。

中本衛議長

休憩、私は入ってないで。

堀秀俊総務課長

議長、入ってなかったんですか。理事者と、ごめんなさい。委員長ですね。委員長、副委員長と私と理事者の中で、確認をさせてもらった時、そして、戻ってですね、議運へ戻って、お話をさせてもらったのは、まずその違いというのは、先ほど、町長も言われておりましたように、その答弁書、原告のほうの答弁書も、それから、こちらのほうの意見書といますか、口頭弁論に使うための答弁書も、勿論、配付させていただいて、それを見ていただいたという、それで、主張やなんかも、きちんと確認していただいたはずだという状況が変わってきたというのが1点と。

それから、今、平野議員が言われたように、口頭弁論を実際、職員、町長、理事者職員で、その口頭弁論に対応したわけなんですけど、その時、やはり当然、私が申し上げたのは、

原告のほうは弁護士さんを立てておられると。それで、当然このままでは、やっぱり心もとないという、限界があるということを感じて、改めて感じたというふうな、その2つという意味のことを、議運の時に、休憩を挟んで回答させていただきましたんで、そこだけ、ちょっと誤解のないようお願いいたします。

中本衛議長

他に、北村君。

18番 北村博司議員

私、教民の委員なんで、同じ問題、所管のことについてはお尋ねしません。

14ページのですね、財産管理費の中の商工会の本所に、旧紀伊長島総合支所を貸し出すことについて、関係予算が上がっていますが、ちょっとこれお尋ねしたいんですが、あそこの、誰か知らんけども、担当は。庁舎用地は、きちんと町有地の確保は、きちんと手続きは終わっていますか。終わっていますか。

知らないの。あれはね、公有水面埋立法に基づく漁協の総会の同意を得ずに、埋め立てしてもたんですよ。その後、漁協から強行な抗議がきて、議場に組合長以下が乗り込んできて、町長そっちのけで漁協側が議員に事情説明しとるんです。昭和51、52年頃からかな。

それで、半分は漁協の土地だということをずっと主張していました。これは、庁舎の跡地利用やなんかじゃなしに、庁舎の移転用地かな、議論が議会内であった時に、私はそれをきちんと処理されていますかとお尋ねしたのに、ちゃんとしてなかったと思いますよ。ちょっと確認します。きちんとできておるんでしょうね。時効取得は別ですよ、民法の。町長らは、ご存じでしょう。副町長でも、時効取得は知つとるでしょう。そうでしょう。それじゃなしに、他の公的団体に貸し出すことについて問題ありませんか、法的な。ちょっと明確に答えてください。漁協の同意は取れとるんですか。ちょっと確認します。公有水面埋立法に基づくね、確認しておきます。

中本衛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。私の話がすべてかどうかわかりませんが、今、北村議員がおっしゃった用地につきましては、公有水面の埋立した部分というのは、今、現在の体育館の奥の方ですね。

18番 北村博司議員

全部ですよ。

堀秀俊総務課長

私が把握しとるのは、その部分は、確かに公有水面埋立の段階でですね、漁協組合のほうの主張がありましてですね、基本的には、使用については、漁協、登記は町の名義になっておと思うんですが、その部分の使用については、漁協のほうもお認めするというような取り交わしというのが、確かにあるのを確認しております。

今、ちょうど駐車場のような格好で、体育館の横のところです、一番外側のところですが、あその辺の用地で、それ以外、それも含めてなんですが、登記は町のほうになっております。ご心配いただくようなことはですね、特にないかかと、私は思っております。以上であります。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

町長や副町長は、知っていたですか、その話。まったく知らないでしょう。あれは、長島トンネルか、42号線の改修工事が出たズリを、どんどん、どんどん放り込んで問題になったんですよ。国土交通省が悪いのか、どこが悪いのか知りませんよ。で、これ相当なトラブルだったんですよ。行政と漁協の間で。

漁協もね、統合していますから、現在のその後、それで、久野川、久野川っていうのやな、正式には。あれ町が埋めた時も問題になったでしょう。上にできる土地は、漁協のもんやという主張があったと思いますよ。今、なんか誰の駐車場なんか、なんだかわからんような状況になっていますが、ネットで囲っていますが。それと、護岸につくられていませんわね、全体を。あれは公有水面の埋立の処理が、ちゃんとされなんだために、あれは土、土留めだけで、擁壁になってないはずですよ。

それで、外側へ張り出しておる、その後やった漁協の、あれ漁協は有料で貸し出していますがね、わかっておるでしょう。外側へ、その辺の、あれは、あそこは擁壁できないんですよ。肝心の最初の公有水面埋立法の手順を踏んでなかったために。今後、問題ないですか。あれは、土留めのための非常になだらかな間知石を積んであるだけで、擁壁になってないですよ、あれ。

その辺は、商工会に貸し出す前に、きちんと確認、法的な問題、ちょっと聞いてくださいよ。きちんと法的な問題がないかどうか、原本資料をあたって、ください。それで、何か

やり残したもんがあるんやったら、この際、第三者に貸し出すわけですから、ちゃんと遺漏のないようにね。

時効取得はされとると思いますよ。20年でしたか、副町長、民法上は。問題があっても20年、ねっ、知らんと占拠しとる場合は、10年かな。10年か20年、ちょっとその辺の問題がないかどうか。大半の職員、課長は知らんと思いますよ。これ知つとったら、農林水産課長ぐらいやな。知つとるやろ、あんた。知らんのか。ちゃんと確認してください。それのご答弁いただきたいのと。

今後、商工会が入る契約が成立したとしての話ですが、改修事業をかなりの規模になると思うんで、重機は入ると思うんで、那智黒石をどうしますか。これは、庁舎移転の時に、私はかなり申し上げたんですが、こっちへ運んだらどうやと、あれはどなたが寄贈したか覚えてないんですが、わかつとるでしょう、どこの人か。財政課はわかつとるやろ。あれは高価なもんですよ。ちょっとそれをどうするか、ちょっと計画をお聞かせください。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

北村議員のですね、言っていたこと、また、きちんと調べてみたいと思います。ただですね、1点、貸し出すところはですね、当然、庁舎のフロアのところ、下とですね、一般に駐車場で使っているところですので、今、言われたところは、おそらくもっと下のとこだと思いますんで、直接そこをお貸しするという事はないということだけ、まず前提にしまして、この際ですので、今、言われたようなこともですね、改めて確認を。言われたように、我々もですね、我々の年代でも、あまりそこら辺のことというのはわかっておりませんので、また、そこら辺の把握には努めたいと思います。

それから、那智黒のあの大きな石なんですが、確か、北村議員に、どなたからの物やというの伺ったような気がするんで、ちょっと忘れましたが、ちょっとどうするかですね、まだはっきり決めておりません。それにつきましては、財政課のほうともですね、ちょっとお話しまして、商工会のほうとも打ち合わせをしましてですね、どんなふうに対応するか、今後、検討していきたいと思います。以上でございます。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

きちんと万遺漏のないように確認してください。どっからどこまでって、明確に図面の上で、またね、あれしたら、議会のほうへも報告してください。

それと、那智黒はね、あれは重機が入った時じゃないと無理だろうと、移動は。あれは、歴代の紀伊長島の町長は、あの上で朝礼というか、儀式をやったんですよ。あの上に乗って。あれはおそらく高価なもんだろうと思いますがね。何トンかあると思いますけれども。あれをこちらの新庁舎の庭か、何かへ設置するなり、なかなかあれだけの那智黒の原石は、熊野でもあんまり見かけるといことはないんで、ひとつその辺は、町長ご答弁いただきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大切にですね、取り扱いさせていただきます。どのようにするかは、今後の検討とさせていただきます。

中本衛議長

奥村武生議員。

9番 奥村武生議員

すいません。14ページの大筋で、訴訟費のことについて、環境関係訴訟事業について、お尋ねします。まず確認しておきたいのはですね、町長。

中本衛議長

奥村武生議員、常任委員会でしてください。

9番 奥村武生議員

深く突っ込まない、大筋で2点ばかり。

中本衛議長

はい。

9番 奥村武生議員

これ町長、議会に対して、そういうふうに求めてきていますけどもね、これは。今回の問題、整理しておきたいのは、住民の皆さんも聞いておりますので、はっきりさせておきたいんですけども、行政という機関が訴えられておるわけであってですね、議会が訴えられておるわけじゃないんですよ。

だから、町長としてですね、2回も否決されたにも係わらず、なおかつ、ここまで持ち

込んでくるということは何ですか、議会に加担せえということなんですよ。それやと、加担をするにあたっては何ですか、今のようなんですか、廃棄物処理計画では加担できない。それは先ほど、この前も質問したように何ですか、クリーンセンターの費用が1億円かかって何ですか、業者の方が100万か200万ですか、そういうふうなことを改めるから何ですか、この問題を認めてくださいという、本来の問題点を指摘されて、町の。それを改めてないで何ですか、訴訟費だけ認めよというのは、これは筋違いじゃないかと思う。

それから、議員というは何ですか、これは最大の職責は、そのあれでしょう、住民の皆さんから預かっている税金が正しく使われているかどうか、今のようなんですか、楠井事務所から、津地裁へ行くのに何ですか、わずかな距離のところ、なぜ1日に3万円もつけんなのかと、このような訴訟費そのもののあり方も、きちっと処理してもらわないと、これは議員に何ですか、議会が訴えられたものじゃない、行政が訴えられたものを何ですか、加担せえということ自体、私は筋違いやと思うんですよ。いかがですか、その点。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

加担しろとか、そういう問題ではなしに何ですか、我々がこう判断させていただいて、裁判の場所へあがったんですよ。だから、裁判費用を認めてくださいという話なんで、加担がどうのという話ではないと思います。

それと、今の計画はよくわかります。しかし、今までの中でも、話の中であったように、現時点での一般廃棄物処理計画に対して申請が出されて、それを、1点、その出された時点での許可、不許可の判断になりますんで、縦軸がございまして、時間軸がございまして。その時間軸の中での判断が正しいか、正しくないかの話ですので、一般処理計画がその時点で、そういう計画であれば、それに基づいて判断するしかないのではないかと思います。

中本衛議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

もう1点申し上げておきますけど、確かにそのとおりなんです。そのとおりなんやけどさ、その片方では、議会に対して、再三にわたって、こういうのを求める以上何ですか、私どもは、正しい何ですか、示してもらわな困るんですよ、処理計画を。

それから、そのクリーンセンターが1億もかかって何ですか、業者の方からいただく費用

は、100万単位のものではね、こういうふうなものも改めてもらわな困るんですよ。そういうのも改め、片方で、応訴する費用が、出せなら出せでいいですよ、これはね。他方では、行政として、これを改めていくんだということを示してくれないとですね、なかなかこれは応訴に、議会費を出すというわけには、これは私はいかんのじゃないかと思うんですよ。それだけです。答弁は別によろしいです。

中本衛議長

答弁はいいんですね。じゃあ、他に。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっと一言だけ。町長、ちょっとお尋ねいたしますけど、今までね、いろいろな議員の方々から、この環境関係訴訟事業の質問で、答弁をなされました。その中でですね、これが町長が訴えられたから、自費でやれとか。議会は認めんのだから、予算はというような意見もあった。また、ただ今、言われたように、議会に加担せえとか、もうちょっとね、この質問が、ちょっと方向違いにいったるようになると思うんですがね。その中で、1点。

1つ目は、要は訴えられとるのは、尾上壽一個人なのか。紀北町町長 尾上壽一なのか。ここをはっきりしてください。その場合、個人であった場合ですね、個人じゃない、紀北町町長 尾上壽一でやった場合は、自費で戦えるのか。自費を出せるのか。そこもきちんと答えていただきたいんですよ。こういう実際ね、1番原点にかかるような質問から、いろいろなもう感情的にやっとなるように思うんです。

だったら、議員もこの予算に対しては、議決権があります。また、町民の代表として、この予算に関してはね、執行権が提案してきたのを、議会で議決する。この議決権が議会です。執行権は行政側、町長側ですね。そういう仕組みの中で、いろいろなこの1つに限ってやっておるけど、今、我が町は公金差止1つね、そして、これですね、環境の、これ1つ、それで、もう1つは、損害賠償。その前は、何ですか、差止請求でね、それに携わることの損害賠償です。そして、もう1つはお魚らんの補償問題があった。

その時に、議員の皆さん、今、言っておるようなことをね、私は議員の皆さんにも言いたい。それは、町長のほうへ質問するのもいいけど、やはり、その前に議会在議決した、やっぱり責任というのをとらなあかんと思うんですよ。

だから、お魚らんの問題は、皆さん、あの時は、奥山町長は1円も払わんと勝てるんだと。それだから、訴訟費用を認めてくれって、認めたのは、みんなやったんじゃないです

か。あの時、反対したの僕だけじゃなかったですか。それで勝ちました。勝った。私は業者に、これ裁判したら勝てるからやれと、しかし、あなたたちが行政を相手取るとね、行政側から悪者にされるよと、町民の敵になるよというようなことも、私は議会で言った。その結果、和解になった。和解ということは負けだ。1円も払わないで、解決できるんだと、執行部は言うた。

そして、議会の予算は議会で議決したんですよ。その時に、これの責任とったか、どうかということね。だから、今、町長に対して、裁判は結果出るまでは、わかりません。ただ、執行部としては、いろいろな判例、または行政の裁量権、認可、許認可等に対してはですよ、町長の裁量権という大きなものがある。その中で、先ほど九州のどこやった、あれ、阿久根市。阿久根市は、条例を変えたんでしょ。変えて条件を、その計画のあれを変えたんでしょ。変えた上で、事業の許可を与えとるん。

だから、これは通るよ。当然、既得業者が負けて当然でしょう。今度は、今、この紀北町はね、それを換えやんでも、町長の裁量権と、それだけで十分勝てる自信を持つとるわけですから。だから、この応訴に対してね、一々このようなことをするんやったら、みんな応訴は、だめだという条例1つ作ったらいいんだ。そうでしょう。

議会というのは、条例をつくれるとこなんだから、その証拠に水道水源保護条例、これ今回一般質問でやるけど、これをつくったのどこなん。紀伊長島町の前紀伊長島町の町会議員でしょう。町会議員の提案で、提出して議決をもったんでしょ。それが大きな問題になって、今、ひこずとんですよ。

そして、今、言っとる86万9,000円じゃないですよ、議員の皆さん。億に近い訴訟費用を使とるやないか。そして、今だけでも1億4,000万円、これは確定ですよ。次、控訴審でこれだけに増えるか、また0になるかわからん。これも裁判ですから。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

そういうとこの中で、町長、私はね。町長、町長に答弁、求めて。

(「関係ない」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

関係ないって、あんた町会議員でしょう、紀北町の。

関係あるやないか、それに対して、いろんな説明しとんだから。

中本衛議長

続けてください。

6番 入江康仁議員

いいですか。そういう中でね、町長。私は町長に聞きたい。その1点、1つ、要は尾上壽一一人で戦うんじゃないかって、紀北町町長 尾上壽一は個人で戦いたくても、戦えないんでしょう。自費で戦えないんでしょう。違いますか。そこを明確に、やっぱり町民に伝えてやってもらわな、今、どんどん反問権がないとか、何とか言っているけどね、少々は本当に、これ言うと、また後ろから言うてくるとあかんで、実際いうて、あまり勝手なね、意見ばかり言っとるから、僕、立場が変われば、やはり町長の立場もわかるし、だから、申請者の気持ちもわかるんですよ、私は。わかる。わかるけど、やはり、もう事がここまで来た以上は、やはり、この訴訟費用ぐらいは、やはり認めるべきでしょうと、議会としても。そう思うんですよ、町長。その1点、とにかく個人でできるのか、自費で戦えるのか、自費で戦った場合は、法律違反になるのか。そこを1点、答えていただきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、紀北町長 尾上壽一ということで訴えられておりますので、行政庁の長としてですね、受けて立っていかなければならないと、そのように思っております。それと、議員の皆さん、本当に議決、大変ですね、ご迷惑をおかけしているところでございます。議員の皆様も、町民の皆さんの代表であると同時に、私もこの11月13日、選挙を通じてですね、この大きな問題の中で、選挙へ出させていただきまして、11月13日から2期目をさせていただいております。そういった意味では、町民の代表ということで、私もございますので、町民の皆さんのですね、ご意見も十分、議員の皆さんのご意見も十分承知した上で、今、議員からもお話があったように、こういったものについて、真摯に、裁判という場所へ行ったんで、そこで、我々の判断が正しかったか、正しくなかったかという判断をさせていただきたい。

ただ、その1点で、この86万9,000円をですね、お認めいただきたいという提案でございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

さっきのね、入江議員のね、やつはね、賛成討論で、僕ら、お魚らんど関係ないのに、注意してくださいよ。こんなこと困るわ、本当に。

中本衛議長

例を引いて、その流れで行ったように、私、聴き取りましたので、今は、まだ町長の答弁、ちょっと答弁漏れもありますんで、じゃあ、2回目ということで、よろしいですか。

6番 入江康仁議員

いやいや、違う違う、議事進行。

今のような中でね、議事進行で、質問を変えよとかね、言われるのやったら、これできないですよ、はっきり言うて。これは紀伊長島町時代のことは言いました。この瀧本議員はおらなんだ。そんな合併前だから。しかし、現実に関係ないとかというもんじゃないですよ、はっきり言うて。そうでしょう、これは1つの町、合併した以上は1つの町ですから、それは過去にはいろいろある。それで、それ言うんだったら、北村議員が先ほど言われたように、庁舎の問題でも、私ら議員もやってないし、今、聞いたらですよ、あの平野倅規議員らも知らんと言うとる。これは、もう何十年前の話ですよ、これ。はっきり言うて。そんなやったら、僕らは知らんから、そんな止めてくれって、通るんですか、そんなもんじゃない。やはり、北村議員が持っている、いろんな情報の中での意見、また、その予算に対するね、関係があるならば、当然これは議員として、自分の持つとる情報の中での意見、質問は、当然やるべきだと思っております。

中本衛議長

議事進行でございました。議長としては、その各個人の質疑の流れの中で、前例も説きながら、現在のことに関係を充てていくというふうな流れで、私は読み取っておりますので、どうぞ続けてください。続けてください。

6番 入江康仁議員

その流れの中でね、町長、これは個人としては、受けられない。紀北町長 尾上壽一で訴えられておるから、予算も計上する。これは執行部の、これ当然、議会に提案できる、また、議題だと思います。だから、やはり、今その中でね、今、私が感じてとんのは、いろんな町長、これ個人的というか、感情的なものを、質問もいっぱい入っているように思

うんですよね。それで、これを町長、解決するという事の中でですね、やはり、今、応訴の中で、やっていくしかないと思うんですけど、仮にですよ、町長。この予算が認められないという時になったら、今までどおりのやり方でやっていくのか。それとも、それに、それで耐えられるのか、裁判に対して。そのかわりに、私は皆さんには言うておくけど、これを認めなくて、裁判が維持できないとかどうとか、これは、議会の大きな責任になる。それは、町長、どのようにお考えでいますか。

中本衛議長

町長。

尾上壽一町長

我々といたしましてはですね、こういった口頭弁論もあったということで、事情もちよっと変わってきた、ですから、認めくださいということだけなんで、ただですね、1回目はですね、我々は不許可と出した理由を述べれば良かったわけなんですね、ある意味ね。しかし、2回目からの準備書面になりますと、なかなか向こうもいろいろな角度から来るんで、やっぱりそれらに対する的確に、準備書面をつくらせていただかないと難しい部分がありますので、やはり、弁護士のお力をいただきたいというのは、先ほど、申し上げたとおりでございます。そういうことでございますので、我々としては、ただただお願いするしかないというところでございます。

中本衛議長

他にどうですか。

(発言する者なし)

中本衛議長

出尽くしたようですので、次に移ります。

続きましてですね、24ページ、農林水産業費から48ページ、給与費明細書までの質疑を行います。

質疑をされる方、いませんか。

中本衛議長

中津畑正量議員。

14番 中津畑正量議員

29ページの町道の維持管理補修事業、これについてはですね、今、町内でも随分舗装が進んでおりますが、この舗装事業については、何件かあるんだと思うんですが、その詳細

をちょっと教えていただきたい。

中本衛議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

これ今回の直営班に対する、ダンプトラックの老朽化に伴う更新ということでございまして、直営班で舗装とか、道路側溝の清掃、草刈り等をやっておりますけども、今、議員がおっしゃられた道路の舗装ということになりますと、簡易的な舗装をやっているだけでございますので、はい、以上です。

中本衛議長

中津畑君。

14番 中津畑正量議員

そうしますと、この事業としては、400万少しあるんですが、ここら辺では、結構こんだけあればできるんですけど、いろいろ傷んだところを直していくということで、何箇所ということではないんですね。決まったところで、使うことではないし、ダンプの購入に使うということでもいいんですね。はい、結構です。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

2点お尋ねします。27ページの商工振興費の事業委託料の道の駅マンボウ、それから、道の駅海山の600万ずつなんですけど、次世代自動車の充電インフラ整備ということだったんですけど、次世代の自動車というと、いろいろあると思うんですね。電気で動くやつ、それから、水素ガスを使って動かすやつと、あると思うんですけど、その辺は両方含めての話なんでしょうか、どうでしょうかというのが、1つね。

それから、もう1つは、34ページの学校管理費のところですね、非常に大きな補正予算が出ています。1,768万3,000円ですか。当初の予算が、6,100万に対して、1,700万もの補正予算が出るとということで、これはコンピューターの整備ということになっているんですが、この辺はですね、まず、なぜ必要かということと、この時期じゃないと、わからんことだったのだろうかということの、これについてお伺いします。

中本衛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

次世代自動車充電インフラ整備促進事業ということでですね、今回、対象とさせていただくのが、EVと言われる電気自動車、それと、プラグインハイブリット、PHVと言われるものですね、それに対する充電設備ということで、今回、水素自動車等については、該当しませんということでございます。以上でございます。

中本衛議長

もう1点、玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

この学校管理費に関しましては、パソコンがWindows X Pというふうになってございます。それは、Windows X Pは、サポートされるのが、平成26年4月9日をもって、終了いたします。その終了が、更新されなくなると、そのパソコン自体のセキュリティーのリスクが高くなるということで、全国的に、その更新を行っております。

そして、主には紀北中学校35台、赤羽中学校12台の更新が主な経費となっております。以上です。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

私が申し上げたいのはね、このX Pが対応できなくなるというのは、もう以前からわかっておった話なんですよね。だから、これがなぜ補正予算で上がってくるのか。当初予算でわかっておったことじゃないのか、その辺について伺います。

中本衛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

この更新がですね、把握できるのは、当初予算の時では把握できてございませんでした。以上です。

中本衛議長

他に質疑ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

中本衛議長

次に、日程第15 議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

中本衛議長

次に、日程第16 議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

中本衛議長

次に、日程第17 議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

中本衛議長

次に、日程第18 議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了しました。

委員会付託

中本衛議長

委員会付託表を配付してください。

(委員会付託表の配付)

中本衛議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月11日、水曜日は、総務財政常任委員会、12月12日、木曜日は、産業建設常任委員会、12月13日、金曜日は、教育民生常任委員会の開催と
いうことであります。開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 4時 37分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26年 3月 10日

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛